
令和6年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第3日）

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和6年3月5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第14号～議案第21号、議案第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第14号～議案第21号）

出席議員（14名）

1番 榑藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懷 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
----------	--------	-----------	--------

教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは皆さん、改めまして、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） おはようございます。議長に御指名をいただきました、2番議員の高木です。一般質問のほうを始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず大きなテーマの1、今後の中学校の管理運営体制及び予算措置について、まずは伺ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

こちらは、今、御家庭に中学生のお子さんがいらっしゃる場合には、ちょっと分かりづらい問題なのかなというふうに思うんですけれども、うきはで暮らしている子供たち、そして子育て世代の皆さんにとっては、子供たちの進路、進学という非常に大切なテーマに関する内容にな

りますので、質問に入るまでの前段が少々長くなるかと思えます。どうぞ御容赦ください。それでは、よろしくお願いいたします。

皆様には別紙資料を3枚、傍聴者の方々にも御用意をいただいているかと思えます。そして、議員の方々と執行部の方々には、今回のタブレットのほうも始まっておりますので、データのほうでも御覧いただける形で御用意をいただいているかと思えます。QRコードなどについても掲載をしておりますので、もしよろしかったら併せて御覧いただけたらありがたく思っております。

では、本題に入ってまいりたいと思えます。

1月に報道のほうもされましたので、市民の皆様には御存じの方もおられるかと思えます。浮羽中学校3年生の通知表評価に誤りということで、西日本新聞におきまして2回にわたって取り上げられました。中学生の皆さん、保護者の皆さん、そしてこれから中学校に上がるお子さんのいらっしゃる御家庭の方々、それ以外にも恐らくあのニュースどうしたことやろうかということで気にかかった方もいらっしゃるだろうというふうに思えます。

今年度発覚した事案につきましては、まだ当該の生徒が在籍していらっしゃるということで個人情報の問題がございますので、先日、個別で意見のほうは提出させていただきました。したがって、個々具体的な事案につきましては、この一般質問で取り上げることは差し控えたいというふうに思えます。ですが、やはり限定された情報だけでは御不安が増すばかりだと思います。したがって、今回の、もう既に報道でリリースされている情報、学校からの文書、そしてほかの自治体で類似の事案が発生しております。その類似の事案に対して既に発信されている内容を参考としながら一般質問をさせていただきたいと思えます。

お配りしている資料のほうを御覧いただきたいと思うんですけれども、1月17日にまず西日本新聞におきまして、中学校3年生の誤評定が記事として掲載されました。これを受け、緊急で保護者会のほうが開催をされました。この保護者会には私も参加をさせていただきました。流れとしましては、17日の午後に学校からメールが配信され、当日の夜の集会ということで、必ずしも保護者の方多数が参加できる形ではなかったというふうに記憶をしております。

次に、1月19日に通知表の評定の誤りについてとして保護者向けの連絡ツールで、2教科目の評定の誤りについて学校から情報が発信をされました。浮羽中学校保護者の皆様、「うきは市立浮羽中学校における通知表の評定の誤りについて」というタイトルでした。

概要としては、17日が1教科目です。この19日が2教科目、今現在、中学校3年生のAという教科に対して、1年生学年末の評定の誤りが2名、3年生2学期時の評定の誤りが4名ということでございました。1教科目に関しましては、5名の誤りがあった。全教科の再点検を行ったところ、この2教科目の入力ミスが判明したため、教育委員会に報告を行った。同日、当該生徒、保護者に謝罪と説明を行い、正しい評価を伝えた。高校入試の出願等に影響はなかった。

原因としては、担当の教員の方が成績処理を行った際に誤って入力となされた、そして入力の際のチェックが不十分であった。今後の対応としては、通知表などの成績処理については、作成に関わる手順や確認方法の改善を図るとともに、チェック体制を再度見直すことで再発防止に努めていく。こういったことが記載をされておりました。おおむねこのような情報でございました。

配付させていただいた資料1枚目の黒ボツが、おおよそ記載されていた内容になるんですが、各項目の右側の波線のところ、これが私が今回の事案に関して問題ではないかなというふうに思っている点になります。

まず1点目、入力ミス。これは各教科お一人の方が入力、そして確認もされていたということで、言わば完全なるヒューマンエラーです。ヒューマンエラーそのものというのは、やっぱり私たち誰もが起こしていると思います。私だって起こします。今回はそのヒューマンエラーが最後まで、子供たちに実際、通知表が渡されるまで点検、修正が一切なされなかったこと、つまり組織として見落とされていたということが問題だというふうに思っております。

次に、中学校3年生という大変、入試においては大切な時期、重要な時期に動揺や不安感を与えてしまったということです。今頑張ってる子供たちや見守ってる保護者の皆さんにとって、通知表に対する信頼性そのものを揺るがせてしまったということです。

3つ目は、高校入試の出願等に影響はないというふうに記載をしておられるわけですが、これ、資料1ページ目の下段、こちら、福岡県教育委員会が出されている一般入試での合格者の決定方法という書類がございます。こちらの中で調査書を積極的に活用というように記載をしておられます。受験生をA群、B群で分けているんですけれども、御覧いただきますように、B群に該当する、そういった可能性のある生徒たちにとっては、中学校から提出される調査書というのは、実は非常に重要な、本当に重要な書類になるんですね。それに付け加えてですけれども、高校の推薦入試というのがやっぱり学校によって定められた基準、各学校によって定められた基準というのをクリアしなければ、中学校からも推薦をしてもらえないというようなスキームになっております。

今回、報道で取上げられた評定のつけ方、保護者説明会のほうで説明された評定のつけ方ですと、各教科の担当教諭の方お一人の方が入力、確認したものが最終的な評定となってしまいます。別の方によるダブルチェックが一切入らなかった、そういった方法になるわけです。今までも同じようなヒューマンエラーが起きていた可能性もやはり否定できないということを考えますと、影響がないという、この書きぶりというのが、これは、これ、ちょっと言葉の選び方が難しいんですが、この書きぶり自体はやっぱり言い過ぎなんじゃないかなというふうに感じております。

といいますのも、やはり私が議員をしていることを御存じの子育て世代の保護者の方からは、この事案が発覚してから、複数の声が届きました。もう私自身の子供は卒業したけれども、我が

子の評定も今考えると正しかったのか疑問だ。テストが90点以上取っていたのに2だった。これって本当に正しかったのか。今となっては疑問だというお声ですとか、まだ下の学年に子供がいる、小学校から中学校へ上がる。高校受験もある。これを機にきちんこの仕組みについては改善してほしい。こういった声が複数届いているからです。

そして4点目です。今後の対応として、もろもろ見直していただいて、再発防止に努めていくというふうに記載をしておられました。これに対しては、類似の問題が全国のほかの自治体、これ、裏面のほうを御覧いただきますと、一例として大阪府の堺市で、若干やっぱり内容は違うんですが、保護者側から見ると類似問題だなというふうに受け取られるような問題が発覚した際に、学校運営、リスクマネジメント、行政法務、保護者の観点、こういったところを有しておられる外部有識者の方々によって構成された委員会が報告書を作成しておられましたので、この裏面のほうにその一部をピックアップさせていただいております。

学校側、教育委員会事務局、それぞれで誤記載発生の原因が抽出されて、再発防止策を掲げておられて、再発防止策の具体化ですとか、進捗管理のほうも行っておられます。直近で、もう令和5年に関してもその後の検証報告のほうも出しておられます。リンクのほうも後から御覧いただける形にしておりますので、詳しく御覧いただきたいと思います。

ちょっと前段として長くなってしまったんですけども、ここはすごく重要だなというふうに思っておりますので御覧いただきたいと思います。ほかの自治体のものなんですけれども、実はうきは市にとっても、うきは市の教育現場にとっても、同じような課題があるのだろうというふうに思います。傍聴においでになってる皆様だけではなく、この配信を御覧になってる皆様にもこの問題を御認識していただきたくて、あえて口頭でお伝えをしたいと思います。

発生原因です。まず、上段の学校側になります。調査書作成事務の重要性の認識が低い。校務分掌や学年、集団の枠組みを越えて積極的に関与しない風土が校内の組織体制が形骸化する要因。事務作業は人が行う限り、間違えるものという前提で点検が行われていない。誤記載のない学校においても教師個人の自発的取組によって防いでいた可能性。こういったことが取上げられております。

次に、教育委員会側です。重大なインシデントとしての対応が不十分。インシデントというのが、何らかの問題が発生してアクシデントになる一歩手前の状況というふうに言われておりますけれども、このインシデントとしての対応が不十分で、重要性の認識が低い。誤記載発生事案の要因の掘り下げが不十分、そして私はここがすごく重要なのかなというふうに思ってるんですが、学校に調査書作成事務を丸っと委ねてきてしまっていたという、このところがすごく大きな問題なのかなというふうに思いました。

そして下段のほうには、学校と教育委員会事務局、それぞれに対しての再発防止策が記載をさ

れておりました。後からちょっと全体版のほうなど御覧いただきますとお分かりいただけるんですが、ほかにも教職員の方々の意識ですとか、そもそもデータ入力というすごく大事な作業に対する作業成熟度についての検証、組織としての課題であったり、今回、何かトラブル、重大なインシデント、アクシデントが発生したときの対策の硬直性であるとか、緩慢性であるとか、こういったこと、そして第三者である有識者の委員の方からの意見などが掲載をされておりました。

ちょっと今のお伝えした内容を、質疑応答に入る前段として皆さんに聞いておいていただきたい内容でしたので、ちょっと時間をかけて説明させていただきました。

では、改めまして本旨です。

大きなテーマの1、今後の中学校の管理運営体制及び予算措置についてです。

もう本当、今週、今まさに県立高校の受験が行われております。受験で自分自身が大変際どいところだというふうに認識しているかもしれない生徒たちにとっては、自分の評定がそもそも正しいんだろうかというふうに疑ってしまう、こういう大変苦しい事案が起きてしまいました。1つの事案として矮小化せずに、今後、彼らのような状況に置かれるケースが生まれないようにするために、評定に関して客観性であるとか、信頼性であるとか、こういったことが担保されることが大変重要だというふうに思っております。この点をどうお考えでいらっしゃるのかお伺いいたします。

そして、配付させていただいております資料、ほかの自治体にはなるんですが、この堺市の再発防止策の中で、学校側のほうに業務に専念できる時間を設定するという記載がございます。また、教育委員会事務局側、うきは市で言うならば、すなわち学校教育課側に対しましてもいろいろな再発防止策が挙げられております。教員の皆さんの働き方改革と学校の管理運営体制の見直し、すなわち今後の予算措置に関わってくるような、そういう非常に重要なテーマだというふうに認識をしておるんですが、いかがでしょうか。市長、教育長、それぞれにお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） まず、高木議員のほうから前段に話がありました、浮羽中学校の事案につきましては、大変生徒、保護者、市民の皆さんに教育に対する信頼をおとしめたということは重く受け止めております。今後、長い時間をかけまして信頼回復に努める所存でございます。

まず、今後の中学校の管理運営体制及び予算措置について、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目の評価の客観性、信頼性の担保についての御質問ですが、現在の「目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）」が実施されましたのは、平成10年の学習指導要領の改定によるもので、実際には平成14年から実施されている学習評価の方法です。現行の学習評価は、各教科

ごとに3観点で観点別学習評価を行います。この観点別学習評価が4観点から3観点になりましたのは、小学校が令和2年から、中学校が令和3年からでございます。その観点別学習評価を行い、それを総合して小学校3年生以上では3段階、中学校は5段階の評定で表します。

小学校、中学校学習指導要領では、学習評価は妥当性や信頼性を確保することが求められています。まず、学習評価の妥当性とは、評価しようとしている3つの観点別学習評価が適した能力や行動を評価しているかということでございます。信頼性とは、評価の精度が一貫しているかということです。評価の正確さを求めるものです。それで、同一教科や同学年、学校間でも評価の内容や方法を統一することが大切になります。

次に、客観性とは、評価者が替わっても結果が一致するということです。ですから、客観性を保証することは学習指導要領に記載しております各教科等の目標や内容から評価規準づくりを行い、さらに小学校では3段階、中学校では5段階の基準づくりへの具体化をすることが大切になります。

以上、述べましたように、学習評価の妥当性と信頼性は客観性を構成する2つの要素です。ですから、客観性を保証することは学習評価における妥当性と信頼性を保証することになります。そして学校が児童・生徒や保護者に対して評価について事前に説明して、評価結果について丁寧に説明することがより客観性を高めることにつながると考えます。

うきは市の小・中学校におきましては、市内で統一して作成しました評価規準を明記した各教科等の年間指導計画がありますので、これを活用して学習指導や学習評価を実施しているところでございます。

2点目の教員の働き方改革と学校の管理運営体制及び予算措置についての御質問ですが、教員の働き方改革につきましては、「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」に示しており、働き方改革に係る指針として出退勤管理や学校開閉庁の設定、校務支援システム等のICTの活用促進、諸会議、研修会等の見直し及び効率化など、7つの項目を設定しております。また、部活動に係る指針として、土日や平日の休業日や活動時間を平日2時間、休業日は3時間程度とするなど、5つの項目を設定して働き方改革を促進しているところです。

令和6年度の中学校の予算措置としましては、ICT化の促進として、校務支援システムコンピューター借り上げや使用料として653万円、ICT化推進のため専門員を配置して教員のサポートを図っており、その報酬等として308万円、部活動地域移行促進のための部活動コーディネーター謝金として45万円、働きやすい職場環境のための教職員の健康管理として、総合健診とストレスチェック診断等として67万円など、様々な形で教員の負担軽減を図り、また働きやすい職場環境のため、教員の健康管理に努めているところです。

また、学校管理運営体制としましては、学校の働き方改革を進めていくために学校が行う業務

の精査、見直しを進めるとともに、これまで以上に組織として対応していけるように学校の組織体制の在り方を見直すよう6つのことについて管理職に指導をしております。

内容として、1つ目は、管理職が校務分掌組織の整理、統合と学校・教師の業務の役割分担の明確化を実行すること。

2つ目は、学校の様々な課題に対応でき、密な情報交換や意思疎通がしやすい風通しのよい校務分掌組織をつくること。

3つ目は、校長が常に教職員の勤務時間の管理を行うこと。

4つ目は、学校・教師が担う業務に係る3分類に基づき、業務の役割分担や適正化に努めること。

5つ目は、校長が中心となり、学校の授業時間数の見直しや学校行事の精選、運営見直しを促進すること。

6つ目は、ICTの活用による校務の効率化を進めることだと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

このたびの学習評価の評定に際し、判定に必要なテストの点数を加算し忘れるなど、ミスがあったことを市長としても深くおわびを申し上げます。

ただいま教育長のほうから答弁があったように、この事案、深く受け止めているところでございます。やはり教育の基盤は信頼関係であります。生徒はもちろんですが、保護者や地域との信頼があってこそ初めて効果的な教育活動が生まれると、常々そのように考えております。先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、今回、原因ははっきりしていますので、再発防止対策も出しておりますが、これで終わりではなく、時間をかけて、私自身、そして教育委員会、学校が一体となって信頼性の回復に努めていきたい、そういう思いでいます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） それでは、再質問のほうに入らせていただきたいと思います。

配付資料の最後のページを御覧いただきたいと思います。

こちらは千葉県船橋市の中学校の指導と評価についてという資料を掲載しました。こちらの中学校では、評価の決定ですとか、何をもってその5段階の評定を下すのかというのを年度初めに生徒、保護者に対して開示をされております。そして9教科全てで年間指導計画も生徒、保護者に同じように開示され、そのいずれもがホームページ上でいつでも誰でも閲覧できる状態に整備をされております。

振り返って、我がうきは市です。この船橋市だけでなく、全国各地に事前に公表することで妥当性がある、信頼性がある、こういった学習評価を行うための環境整備に努めておられる学校が

あるわけですが、過去にこういったことが我々保護者に対して開示されたことというのは、恐ろしくなかったというふうに私自身は記憶をしております。教育委員会でこういった情報開示が議論されたことはありましたでしょうか。

学校がベースになるということは重々承知をしておるんですけれども、文科省は教育委員会による条件整備というのを明確に挙げておりますし、この船橋市だけではなく、全国津々浦々の自治体でこういった情報という、同様のデータがアップをされています。そして、5段階評価の分布についてもアップをされています。つまり教育委員会の条件整備ということが、実は子供たちの教育に対してやっぱりすごく大事なんだろうなというのは感じるところです。

西日本新聞報道後に1月の教育委員会定例会がございました。私も傍聴させていただきましたが、そういった議論はございませんでしたし、ここ最近の会議録のほうで情報開示をされている分の中からは、これだというものは見当たりませんでした。総合教育会議の中でもありませんでした。果たして今までそういった議論があったのか否か、その実績についてイエスかノーかで御回答いただけたらというふうに思います。

併せて、今回の誤評価問題を契機に、うきは市教育委員の皆さんにもやはり我々保護者と同じレベルで評価の信頼性について真剣に危機感をお持ちいただいているのかどうか、念のため確認をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員の質問の1つの情報開示にこの評価につきまして、これは調査はしておりませんけれども、私が知り得る限りはなかったと思っております、これまで。

この件がございまして、教育委員会を数回開いたわけですが、当然、教育委員の皆さんもこの誤評価につきましてには危機感を持って、どのようにして改善をしていくかということは真剣に協議をいただいているところでございます。

あと、客観性を担保するという上で、この評価を事前に説明をしている、ホームページ上で公表しているというところで、うきは市におきましてはそこまではなされておられません。しかし、評価規準を位置づけた年間指導計画を作成しているということは——評価方法も含めて作成しているということはありますし、それを基に両中学校が教育活動を行っている、学習評価を行っているということも事実でございます。

そして、中学校におきましては、生徒に対して評価の在り方を年度当初に説明をしているということも調査済みでございます。しかし、議員がおっしゃいましたように、保護者に適切に評価の在り方を説明したかというところに不十分さは残っていると思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 総合教育会議のほうは市長部局になるかと思うんですが、こちら

についてはいかがでしたでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま教育長の答弁のとおりでして、総合教育会議で具体的に議論したことはございません。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 子供たちの教育というのが、やはり学校もですけれども、我々家庭でも、保護者側でも子供たちがどんどんブラッシュアップしていけるように、自らの学びに対して意欲を高めていけるようにというのは、我々保護者も頑張らなければいけないことなので、やはり私たち保護者に対してもきちんと情報開示をしていただきたいなというふうに思いますし、必ずしも全ての保護者が学校に伺えるわけではございませんので、これは、本来であればやはりもう情報開示すべき時代だろうというふうに思っております。新年度からはこういったところの条件整備をぜひ的確にやっていただきたいなというふうに思っております。

この質疑を聞いておられる方々の中にも、今は多様な学びの時代だし、中学校の成績で人生が決まるわけではないだろうというふうにお考えになる方もひょっとしたらおられるかもしれません。しかしながら、そもそも大学へ行かなければ就けないような特定の職業もございます。御相談いただいた親御さんからは、やはり目標とする大学へ行くために逆算して高いレベルの高校を目指す子供たちがいるんだと。ある一定数やはりいるんだということを言われました。子供たちにとっても日々の頑張りを適切に評価してもらえなかったということは、やはり非常に残念なことだったろうというふうに思います。

せんだって、ちょっと会った在校生のお子さんからは、先生方はさっと謝って、何だかごまかされてるみたいだ、ずるくないですかということを聞きました。学校の教職員の皆さんが本当にお忙しくしてらっしゃるということは、私も現役の保護者ですので重々承知をしておりますし、本当に感謝をしております。生徒の気持ちも、教職員の方々の気持ちも考えると、私自身、非常に苦しい気持ちになりました。だからこそ、こういったミスで教職員の皆さんが今現在のハードなお仕事に加えて、さらに追い込まれてしまうような、そういった状況はつくっていただきたくないなというふうに思うわけです。各担当が適切にデータを入力しているはずだとか、管理職がきちんと指示を出しているはずだ、教育委員会のほうできっとちゃんとやってるはずだという希望的な臆測ですよ、これって。ただ、やっぱりどの教師でも、どの学校でも、ヒューマンエラーは起こり得るものだということですか、重大なインシデントを絶対に見逃してはならないんだということを、もう組織として基本で認識をしていただいて、今後の再発防止のほうに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

そのベースになるのが、やっぱり教職員の方々の業務負荷を減らすということになるんだろう

というふうに思います。幾つか御提案をさせていただきたいと思います。

例えば、評価の根拠書類としてテスト用紙の取扱いについてです。現在は保存期間1年となっているようですが、私はやはり在籍期間、受験結果が出た後、調査書なども含めて開示請求できるわけですから、それが終了するまでの期間というのはやはり保存をするべきだろうというふうに思っています。

せんだっての広報うきは、こちらでテストの丸つけ補助は学習支援ボランティアの業務になっていました。ということは、例えばPDFデータの取り込みを学習支援ボランティアの方へお願いしてもいいんじゃないかなというふうに思います。ボランティアの方がちょっと難しいのであれば支援員の方。そうすることで、もし今後、生徒、保護者から問合せがあった場合にも根拠となる、証拠となる書類を提示した上で対応できるんじゃないかなというふうに考えます。

そのほかにも、県内でも2学期制を導入して、1日当たりの時数を減らす。評価回数を減らして、ただし1回の評価にきちんと丁寧に時間をかける。こういった取組をされている事例もございます。ほかにも水泳指導など、あるいは職業科についての学習コーディネートなど、こういったところを民間へ外出しして、結果として教職員の業務負荷の減少へつながっているような、そういった自治体もございます。

マニュアルを整備したりですとか、業務フローを作成するのは当然のこととして、やはりしっかり学習評価に取り組める、ほかの教職員の方々とも時間を共有できる、環境を共有できる、これを全力で整備していただきたいというふうに思います。

多分これが、やはり子ども・子育てを考えた場合に、教育というのが大きな1つのキーワードだと思いますと、親御さんたちがうきはに住まない、ほかへ引っ越す、こういった選択肢を取るかもしれない1つの大きな課題だと思います。市全体の課題だと思います。それぐらいの危機感を持ってお取組をお願いしたいなというふうに思っております。何かありましたらよろしく願います。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 教職員の業務負荷を軽減するということですが、議員がおっしゃいましたように、学習ボランティア、支援員を活用するというようなことで、テストの丸つけということがあります。テストもいろいろ、毎日習得の状況をチェックするような小テストから単元末のテストから様々ございますので、どういったテストの丸つけを依頼するか、担任がどのテストは採点をするか、そしてどのテストの結果は評価に残すかというようなこともございますので、一概に全てを任せることは難しいかもしれませんが、そこは今後、検討させていただきます。

水泳指導とかキャリア教育につきまして、民間団体を含めた関係団体の協力を得るということ

も、また今後、研究してまいりたいと思っております。

1つ、議員がおっしゃいました中に、2学期制を導入したらどうかということでございました。単純に考えて2学期制だったら成績処理が年に3回が2回になるということで、業務負担が減るということです。この近隣の北筑後管内でも大刀洗町が以前、2学期制を導入しておりました。今は3学期制に戻っております。今現在、小学校では2学期制を導入しておりますのは、県内で16市町村でございます。中学校は14市町村。筑後地区の管内では、小郡市が小学校のみ、今年から2学期制を導入しております。大刀洗町は3年ほど2学期制度を導入して、元の3学期制に戻しております。全体的には、数的には2学期制は減少傾向にあります。

その原因を聞いてみますと、やはり成績の評価が3回が2回に減少するということは、もう教職員、学校にとっては負担軽減になるわけですがけれども、こと保護者にとっては子供の学習状況、成績の状況を把握する機会が3回から2回になってしまうと。2学期制によって中学校3年生の調査票が1回の、10月ぐらいまでが1学期になりますので、調査票が1回の成績で決まってしまうという非常にリスクがある、心配があるということで、保護者からは批判があったということ聞いております。そういうことが原因の1つとして、2学期制は減少傾向にあるということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 市の子育て世代の皆さんの大きな選択の1つのポイントになると思うんですけれども、市長はどのようにお考えですか、この点につきまして。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私は常々、機会あるたびに申し上げてるんですが、今、我が国は失われた30年ということで、国際的な地位もだんだん低下をしております。そういう中で、日本の再生のキーワードは教育。教育再生なくして日本の再生はないと、このように思っております。

それから、議員が御指摘のように、今、我々は懸命に人口減少に歯止めをかける、子ども・子育て対策をやっているんですが、その根本を揺るがすような一面も兼ねてるという危機感を持って、この問題についてももしっかり対応しなくちゃいけない問題だと承知をしております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 我々保護者も、何も子育てを学校に任せきりにしてるつもりもありませんし、そもそもはやっぱ家庭で育てて。教育の面ではやはり学校のほうにも御協力をいただいているというところだと思っています。我々にできることは、当然我々も頑張ります。教職員の方々の今の大変ハードな状況を改善することと、子供たちの健やかな教育と、これがやはり同時並行で進まなければ、この問題というのは、解決には到底たどり着かないだろうというふうに思っております。やはり必ずしも全ての方に御納得いただける結果にはならない可能性もあ

るんですけれども、御検討をいただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の大きなテーマの質問2に移らせていただきます。すみません、ちょっと大分前段のほうで押してしまいました。

総合的縮小の観点で捉えた持続可能なうきは市の公共施設の在り方について、お尋ねをしたいと思います。

先ほど市長のほうもおっしゃいましたが、やはり昨日の各議員の一般質問でのやり取りの中にもありましたけれども、社人研のあの人口推計のデータというのは、非常にやっぱり大きなインパクトがあったなというふうに思っております。そんな中で行政として大きな課題が、2町合併後、うきは市となった後に統合されることなく、1つの目的に対して複数の施設があるようなケースがいまだに散見をしております。あるいは全体として見た場合に、使われていない施設の維持費、これが住民1人当たり負担というところだと考えるとやっぱり年々増加しているんじゃないかなというふうに私は感じました。

そういった状況の中で、私たち住民と地域、自治協とか、あと行政の皆さんと一体となってこれからの人口減少社会、すなわち歳入縮小社会を見据えて、我々の子供たちの時代にツケを繰り回さないように、負担を残さないように取捨選択をする。けれども、彼らが今後必要とする公共施設に対してはしっかりと投資をすることで、我々世代がこれからの世代を支えるんだというような、そういった指針を、メッセージを打ち出していただくというのは難しいんでしょうか。そのメッセージをきちんと打ち出していただくことで、子育て世代の方々、そして今、うきはで成長していった子供たちが将来的にうきはで暮らそう、うきはで住み続けていこうというふうに思ってくれる強力な後押しになるんじゃないかなというふうに私は考えるんですが、いかがでしょうか。

老朽化が、もういろいろな施設で進んでいます。例えば1つの目的に対して複数ある。でも、住民はその複数をもう支えきれない状態にはない。であるならば、やっぱり取り壊しであったり、再編成、拠点整備などもスピード感を持って対応していただきたいというのがすごく気持ちとしてはあるんですが、いかがお考えでしょうか。

その中でもやっぱり特に子供たちへのメッセージ、子育て世代のメッセージというところではありますと、浮羽中学校の老朽化の問題というのは避けて通れない問題だというふうに思っております。私は令和5年6月議会でも取上げさせていただいたんですが、これは建て替え問題なんだというふうに思います。将来的な小中連携も含めて、うきは市が創造的に縮小していくためにはという1つの大きなアイコンとなり得るテーマだと思います。子供たちにこのうきはですばらしい教育を受けさせてあげたいというのは、みんなが共通の目標というか、上位目標にしやすいん

じゃないかなというふうに思います。であるならば、子供たちが活躍する、成長していくための舞台になる学校が、築50年になるわけですよ、それなのに長寿命化対策がされず、経過しようとしているわけですから、建て替えに向けた検討をより具体的に進めていただきたい、そういうふうに思っています。

昨日の一般質問でも節々で骨格予算だというお話もありますけれども、じゃあ子供たちとこの間、ゲストティーチャーで学校のほうにお伺いしたときに、子供たちからこういった発言がありました。何で浮羽中はいつまでたってもぼろいんですか、最悪ですよという発言がありました。別の機会には、お子さんが複数名いらっしゃって、まだこれから下のお子さんが中学校に上がれるという親御さんから、この間、久しぶりに浮羽中に行きました。廃墟みたいですね。上の子がいた頃から建て替えてほしいね、建て替えてあげてほしいねって言ってたけど、まだ何も変わってないんですねという残念な感想がありました。

自分事として考えたときに、中学生という多感な時期にあの校舎で3年間過ごすんです。果たして彼らが、うきは、わくわくするよねって思ってもらえる環境にあるんでしょうか。さらなる少子化はもう目に見えているわけで、国のほうも異次元の対策っておっしゃってます。

2030年までが勝負だというふうにも発言をしておられました。ならば、やっぱり市としては、子ども・子育て世代に対して大きな投げかけになると思うんです。それに合わせて少子化に向けた小中連携、こういったところの事業の取組のスピードアップを、ぜひともスピードアップしていただきたいな、真剣に取り組んでいただきたいなというふうに、そのように考えております。

施設のことにしてもそうですけれども、これ、多分、教職員の方々のフレキシブルな働き方ですとか、そういったところにもつながってくる内容になるのかなというふうに思うんです。保護者の方からは、今の施設では無理かもしれないけど、例えば今、全国津々浦々で校内フリースクールというのが始まっております。広島県なんかはかなり先進的に取り組んでおられるかと思っています。こういったニーズももう出てきています。今の施設では到底対応できる状況ではないと思います。どうすればうきはで子育てしようって、自分たちもこれから将来、子供が生まれたらうきはで子育てしていこう、うきはで暮らしていこう、これからも持続可能なうきは市って何なんだろう、その中で。

○議長（江藤 芳光君） 高木議員、少し答弁の時間を考慮ください。

○議員（2番 高木亜希子君） はい。本当ですね。

その中で教育施設の在り方というのが、やっぱり箱物ではあるんですけど、本当に大切なテーマだと思いますので、今回この2つの質問ですね、持続可能な公共施設の在り方、そしてその中でも特に教育施設である浮羽中学校の老朽化、将来的な小中連携、こちらについて見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 時間が限られますので、簡潔にお願いします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、「創造的縮小」の観点で捉えた「持続可能なうきは市」の公共施設の在り方について、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目については私から答弁し、2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目の持続可能なうきは市の公共施設の在り方についての御質問であります。昨日の高松議員の一般質問での答弁と重なる部分もございますが、現在、うきは市におきましては、「うきは市公共施設等総合管理計画」に基づき、将来的な人口減少や施設の老朽化の進行、市の財政状況等を踏まえた上で、国の方針に基づく計画的な修繕等の「予防保全型の維持管理」を行っております。

また、施設の複合化及び遊休施設の民間への売却等を行うことにより、公共施設全体の長寿命化や維持管理費等のかかるコストの縮減及び平準化を図りながら持続可能な公共施設の維持管理に努めているところでございます。

本市における公共施設の在り方につきましては、遊休施設の売却など、「うきは市公共施設等総合管理計画」に基づく取組を計画期間終了の令和8年度までに進めていくことが重要であると考えております。その上で令和9年度からの新計画については、これからの社会情勢を見据えた新たな視点での策定も必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2点目の浮羽中学校の老朽化の問題と将来的な小中連携についての御質問ですが、浮羽中学校の老朽化につきましては、令和5年12月議会の一般質問におきまして市長から、「うきは市学校施設個別施設計画による浮羽中学校の現況として、外壁、電気設備、機械設備では、経過年数40年以上で広範囲に劣化が見られ、また屋根、屋上におきましては、経過年数に関わらず著しい劣化が生じており、その影響による広範囲の雨漏りが発生するなど、施設全体が老朽化している状況にあるため、校舎建て替えも含め、計画の見直しを検討している」と答弁をさせていただいたところです。

さて、将来的な小中連携につきまして、昨年8月に福岡市内の小中連携校や飯塚市内の小中一貫校の視察を行い、学校運営上の面から一定規模を確保した上で、習熟度に応じた指導や専科指導などの多様な指導方法により、児童・生徒の指導が可能になることや、義務教育9年間を見通した教育活動により、中1ギャップが解消されるなど、その効果について御教授をいただきました。

今後も小中連携によるメリットや課題を整理いたしまして、保護者や地域の皆様と共通理解を図りながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2 番、高木議員。

○議員（2 番 高木亜希子君） こうしている間にも子供たちは卒業をしていきます。彼らの中学校 3 年間の思い出が今の校舎の状態であるのか、それともやはりこれからの時代にふさわしい校舎の中で過ごしていただけるのか、すごく大切なことだと思います。スピードアップをぜひお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） これで、2 番、高木亜希子議員の質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10 時 15 分より再開します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、8 番、岩淵和明議員の発言を許可します。8 番、岩淵和明議員。

○議員（8 番 岩淵 和明君） 8 番、岩淵和明です。議長の許可をいただきましたので、改めて質問をさせていただきます。

本日は、12 月の議会に続いて農業問題と、あとの間、何回か質問させていただいた保育料の件について、2 点お尋ねをしたいというふうに思っております。

まず質問に入る前に、一般質問の中で市長のほうから資料が今回初めての人口問題研究所の資料を出されてたということで、そういう意味ではかみ合う議論をベースに資料を提出されたことについて大事なことだなというふうに改めて思いました。所感だけで置いときます。

第1 点目、うきは市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてお尋ねをしたいというふうに思ってます。

これは前回の12 月の議会の質問のときに答弁いただいた内容を改めて私も勉強させていただきまして、その途中段階ではありますけれども、その回答を踏まえて現状の課題について、私の認識も含めてお尋ねをしたいというふうに思っております。

まず第1 点目は、うきは市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、基本構想というふうに略していきますけれども、農業は経営体というふうな形で位置づけられて、集積、集約による集約的経営を目指すとしております。施設園芸や花卉、果樹、中山間地を含め、具体的な協議や確認の場をどのように実施しているのか、またどこまで達成されているのか、この間の経過を踏まえてお尋ねをしたいというふうに思っております。

2 点目は、構想でうたわれている、うきは市の責務として、今回、地域計画を策定するという

ふうになっておりますけど、それで策定する場に当たって、協議の場を設置するとしておりますけれども、策定の現状及び進行状況についてお尋ねをしたいというふうに思っております。

3点目は、うきは市の農業振興について、先ほどのように基本構想のところではあまり書き加えられていない中身ですけれども、自給的農家、兼業農家、あるいは半農半Xなど、関係人口による棚田の保全だというふうな課題もあります。そういった小さな農業をどのように振興支援していくのか、現状の施策及び将来的な施策についてお尋ねをしたいというふうに思っております。お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の集約的経営を目指すための具体的な協議方法及び進捗についての御質問であります。うきは市としましては、農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくことを目的に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定しております。農地の担い手の集積・集約化は、効率的な農業経営を行っていく上で必要不可欠であり、市としましても大きな課題として推進をしているところでございます。現在、集積・集約化につきましては、JAにじ、久留米普及指導センター等関係機関と農地や施設の空き情報等を共有し、認定農業者の更新時や認定新規就農者の面談時に規模拡大を希望する担い手へ情報提供を行っております。その結果、集積・集約化の進捗状況につきましては、うきは市全体で見ると担い手への集積率は向上してきております。

議員御指摘の具体的な協議や確認の場については、先ほど申しあげましたように、JAにじ、久留米普及指導センター等関係機関と情報共有して個別に対応しているところであります。今後につきましては、来年度に開催を予定しております「農業振興プロジェクト会議」等で現状の確認や課題解消に向けた検討を実施していきたいと、このように考えております。

2点目の「地域計画」の策定の現状と進行状況についての御質問であります。農地の集約化等を進めるため、農地経営基盤強化促進法の改正が令和4年5月に成立し、令和5年4月1日から施行されております。主な内容としては、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現するために、市で行っていた農地の利用権設定が廃止され、令和7年度からは「福岡県農業振興推進機構」を通じた貸し借りへと変更されることとなっております。

地域計画としましては、現在、素案づくりの段階であり、素案ができ次第、JAにじ、久留米普及指導センター、農業委員会、農業者等と協議を行い、令和7年3月までに地域計画を策定する予定としております。

3点目の小さな農業の振興支援についての御質問であります。基盤整備された農地や条件のよい農地で農地の集積・集約化が図られる一方で、狭い農地や傾斜地等、条件の悪い農地におき

ましては耕作者が減ってきている現状であります。一方で、小さな農業をされておられます農業者の方々により、条件の悪い農地の維持管理や地域環境を保全していただいていると認識しております。

現在、うきは市では独自支援策として、うきは市農業振興事業制度を設けて支援を行っております。具体的には、国・県の事業で採択されない小規模な施設整備や鳥獣被害の対策等を行う場合、認定農業者に限らず小規模な農業者においても活用できる事業となっております。中山間地域限定になりますが、進入路、畦畔等の小規模な整備も助成対象となっている、うきは市農業振興事業費補助金や山村地域振興事業費補助金、中山間地域直接支払交付金等を活用していただき、農業振興、農地保全に努めていただいております。

今後も引き続き関係所管で連携して、このような支援を実施していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8 番、岩淵議員。

○議員（8 番 岩淵 和明君） それでは、1 点目については再質問させていただきます。

まず今回の質問の前提と、さっき申し上げましたけども、12 月議会で私のほうから農業振興に関する基本条例の制定ということでお尋ねをさせていただきました。答弁は、福岡県の農林水産振興計画を基本として関係機関、今おっしゃっていたような関係の機関ということですけど、協議の上、この基本構想を策定したと。そして、JA にじは農業振興計画書を策定しているというふうに述べられておりました。そういう意味では、この基本構想が随時見直しているという関係からして、条例に代わり得るといような答弁をされてたというふうな内容になっていると思います。そこでちょっと改めて確認をしたいというふうに思っております。

お手元に資料を配付しておりますけれども、1 ページ目で農業経営基盤強化促進法の体系ということで、農林水産省のホームページからそのまま出力したものであります。

上段のところの囲みの中に丸が書いてありますけども、一番上には、農業経営基盤強化促進法は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。この法律の目的がここに書かれてます。

それから、うきは市は、そういう意味ではこの法律に基づいて体系の中の 2 段目に書いてありますけども、ピンク色というんですか、オレンジ色になりますけど、農業経営基盤強化促進法基本構想ということで、市町村、これはこの基になっている促進法の第 6 条に規定されている中身になります。したがって、うきは市だけでなく各自治体ともに、これはつくることができるという、たしかなっていたと思いますので、そういう体系になっているということであります。

改めて市長の 12 月の答弁を基にして私なりに一定、県の振興計画や JA にじの関係について

ちょっと確認をしたいわけですが、特には促進法の中に書いてあるように、県の基本条例とかとの関係も含めて調和が保たれているという一文が、実をいうとこの基本法の中に入っているということなんでしょうと思うんです。なので、市長の答弁であるように、福岡県の基本条例を基にしながら、振興計画を基にしながら策定しているというのは、そのとおりだろうなというふうに改めて理解することができました。そういう理解で、私自身が簡単に勉強した中身ですけども、そういう理解でよろしいんですかね。市長としてどう思いますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 県の基本条例という言葉もありましたが、正確には議員が資料に書いてますように、福岡県の農業経営基盤強化促進方針に沿ってうきは市が構想をまとめているということであります。

それから、この法律、昨年4月から施行されてるんですけども、これは従来あった人・農地プランの法制化、今まで令和元年度の人・農地プランの実質化ということで、農地の集積・集約化を進めてきてたんですが、あまりにも任意であって遅れが見られたことから、今回、法制化になったということであります。そういう意味合いを含めまして、私ども、しっかり構想を練らせていただいているということでもあります。構想というか、構想に基づいて地域計画を今、策定を進めているということでもあります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 私の言い方が悪くて申し訳ないです。

そういう意味では、福岡県の農業振興計画そのものを改めて確認させていただきましたけれども、ただ、示されている中身は非常に簡潔に書いてるというか、そういう比較的福岡県の農業って結構ボリューム大きいんですけども、中身としては非常に振興計画そのものとしてはそんなに深入りしているような中身ではなかったかなというふうにちょっと思っています。そういう意味では、計画策定に当たっても振興条例をつくって、それに基づいて審議会も設置され、そして様々な意見を聞くというスタイルになっているという状況だというふうに理解しました。

それともう一つ、市長の答弁の中にあったような、JAにじの振興計画、関係者と協議する中身の1つの機関になるんだと思いますけども、これも3年計画ということで、ただ、うきは市の基本構想との関係でどういうふうに調和が保たれているか。調和が保たれているという言葉引用するわけですが、その説明がちょっと今のところ十分ではないというような気がしております。そういう点では、まだまだ理解は十分でない、私自身の受け止め方としては理解は十分でないというところが少し残ってます。

そういう意味では、全体としてスローガンが非常に大きいわけですし、まだまだ周知するには中身を理解、どういう方向性を目指しているのかということを理解するには、なかなかまだ難し

いかなという、ちょっとそういう感想を受けております。

そういう意味では、うきは市の今回の基本構想について、昨年の9月に3回目の更新をしたわけですが、まだまだ構想止まりになっているというような状況があるんだろうなというふうに思ってます。そういう意味では、本来うきは市は独自の振興計画が例えばあるとすれば、そことの整合性で基本計画が語られるという、その相乗性というか、基本法の中でも県の振興計画との関係も捉えられてはいるわけですが、うきは市としても基本的にはそういった関係性について理解を促進できるように、うきは市がどういう農業経営の在り方があるのかということとを少し語らないと理解が進まないのかなというふうに少し思ったところです。

そういうふうに思うと、前回の答弁は研究課題ということでお話しされてました。そういう意味では、そういった意味からも今回の基本構想を促進する意味も含めて、基本構想を促進するために振興計画というのをうきは市として独自に作る必要はないのかどうか、その認識をちょっともう1回お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 少しちょっと確認をさせておかなきゃいけないと思うんですが、今、議員のほうの基本条例に代わるものを地域計画みたいな発言をなさってましたが、そうではなくて、12月、岩淵議員との議論は、形から入るか、内容から入るかということで様々な議論をさせていただきました。

基本条例となりますと、やっぱり2万8,000の全ての市民の皆さんに、何で農業なのかということをしっかり理解していただく必要がありますよね。今でもうきは市の基本条例は3つしかありません。うきは市協働のまちづくり基本条例、そしてうきは市議会基本条例、そしてもう一つがうきは市環境基本条例であります。基本条例となりますと、やっぱり全ての皆さんが納得いくような、そしてどういうことを目指してるのかという姿が見えないと、なかなか納得いかないのではないかなと思います。

今は議会の中でこういう議論はないんですが、私が市長になったときには、議員からも、何で農業振興ばかりやるんだと、一番税金を納めているのはサラリーマンじゃないかと、もっとそちらのほうに施策を誘導すべきじゃないかというような話もありました。しかし、度々うちの職員のほうから説明があったように、しっかり勉強して、副市長からもアドバイスをいただきながら、経済産業省が開発したビッグデータ、RE S A S、地域経済分析でうきはの産業を分析したところ、農業が一番地域経済に対する地域貢献度が高い、そういう理論武装をしながら、市民の皆さんには、うきはの基幹産業である農業はすごく重要だという、こういう説明もしてきております。

それから、当然、農業だけではなくて、今、国のほうが食料・農業・農村基本法の見直し、こ

れは平成11年に、かつて農業基本法という法律の名称を変えて、農業だけでなく食料・農業・農村基本法にして、今年、国会でまだ議論は始まってませんが、国会の改正法案、我が国の農政の憲法と言われる、初めての25年ぶりの大規模な改正法が出てます。そうすると、捉え方も農業だけではなくて、やっぱり食料、農村も入れないといけないと。昨日、野鶴議員とか高松議員からも指摘をいただきました。私としては、12月答弁させていただいたように、食料についてとか、あるいは農村についてはかなり力を入れてやってきてるんですが、唯一私が今、気になってるのは、やはり担い手への農地の集積・集約化が大きな課題、まさに今、議員御指摘の人・農地プランに関するものが大きな課題だと、このように思ってます。

これまでも認定農業者については育成を進めてきてたんですが、今、大きな課題と思ってるのは、ずっと議会からも指摘をいただいてる集落営農組合であったり、農事組合法人の組織体制がいわゆる高齢化でなかなか機能しておらず、様々な課題を抱えてる。これをどのように再編成するか、これが大きな課題だと、このように思ってますので、そういういろんな課題をしっかりと整理して、もし基本条例が必要であるならば、しっかり2万8,000の市民全ての皆さんが確かに農業は重要だねというふうに思われるようにしないといけないと思います。

うきはは御存じのように、たくさんの産業があります。農業だけでなく林業もあります。そして第2次産業で、いわゆる製造業もいろいろあります。第3次産業、商業もあります。あるいは1次産業、2次産業、3次産業をまとめた総合産業と言われる観光業もあります。そういう様々な産業の中で、なぜ農業だけ基本条例なのか、ここもしっかり整理してやらないと、条例つくってもそれがなかなか生かせないと、こういうことを懸念してるということを御理解いただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） おっしゃってる意味は、大局的には分かります。私が実はこういう農業の問題を質問する背景には、国の法律が今回、改めて改正されるというような背景もあって、国民的な議論もやっぱり増えてくる機会でもある。そこのとこと、今、うきは市の抱えてる問題とリンクした形での農業政策を議論するいい場だという認識が、実を言うと背景にはあるんです。これを失ってしまうと、個別問題が先行してしまっただけで全体が分からなくなるというか、分からなくなるとは言いがたいかもしれませんが、そういった視点も含めて、うきは市が今後、将来、特に担い手という意味合いも含めて危機的な状況がずっと調査の中で明らかになってきてる。さっき言った、人・農地プランの中でも大きく担い手について不安感がずっと出されてる。だけど、それは結果論でそうだけど、全体の農業をどうしていくかという議論が実を言うと不足してる。

さっき基本構想をつくるに当たって、関係者と協議して、これは12月の議会でもおっしゃっ

てましたように、基本的には、農業を生産している立場の人たちもそこにリンクして、きちんと農業をしていくという計画をやはりどこかでつくらないといけないという認識なんです。さっき一番最初の答弁の中で、プロジェクトを再開するというふうな御答弁いただきました。私もそのとおり、大事なことだと思ってます。ただ、前回までのところの経過の中では、やっぱり課題が、何を議論するのかということが明確にならなかったというところが——私、参加してませんか分かりませんが、ではなかったのかな。それぞれの問題意識を持ち寄ってくるだけで、投げかけだけで終わってしまってる。

要するに、昨日、野鶴議員が言ったように、中山間地をどうするんだって、こういうRMOがあるよというような話を持っていったとしても、それを引っ張る行政側がどういう体制を持っていくのかというところまで提案しないと、やはり今そこまで危機的な状況にあるんだということを前提にしないと議論が煮詰まっていけないし、それから当然、農業ですから、各平たん部だとか、果樹、花卉とか、あるいはさっき言ったように小さな農業も含めてですけど、そういう重層性があるわけです。それぞれ考えることが多分違ってくるだろうと思うんです。そういった一つ一つに丁寧に対応していくには、何らかの前段階の処理する考え方を整理しておかないといけないだろうと。そこがやっぱり大事な点だというふうに思いますので、その入り口という意味でいうと、振興計画を想像しながら物事をつくっていかないと、多分成功しないだろうと思うんです。ということを私は思ってるんです。そういう組立てをやっぱりきちんとしないといけないんじゃないか、こういった形で、私は直接農業に携わってる人間じゃないけれど、うきは市の豊かな農産物、あるいはそれを生み出していく人間性も含めてですけども、非常に高い評価があるというふうに思ってます。そういう点では、ぜひこの辺については市長も引き続き、研究課題と言わずに、もう一步踏み込んで、前回、問いかけだけはしましたけども、人の問題、やっぱりここは人をつくる、うきは市の行政側からも、そういった人の選任じゃないけれど、そういった人をやっぱり作って、全体に影響する、うきは市の産出額が77億円とかというだけの問題じゃなくて、さっき言ったように裾野の広い産業ですので、そこをどうしていくかということをやったりきちんと把握しなきゃいけないだろうと。そういう意味では、横串を入れるような考え方を、プロジェクトの前の段階で本当は考えなきゃいけないというふうに思うんですけど、私の言い方はちょっとまずいのかな、どう思いますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いや、御指摘はしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

整理しなくちゃいけないのは、今、通告にあった地域計画というのは、あくまでも人・農地プランの法定化に合わせた、つまり強い農業。農地を集積・集約化して担い手につないで強い農業を持っていこうと、こういう世界であります。

しかし今、国会で議論が始まるのは農業だけじゃなくて、食料と農村もあります。食料は、基本的に食料安全保障であります。今、我が国の自給率が３８％しかない。これではこういう今日のウクライナ危機とか、もろもろの国際情勢を見ると本当に危ないという中で、今、国のほうが議論されるということでもあります。

そういう面でいきますと、それだけうきは市独自においても、今まで地産地消というか、今は地消地産という言葉を使っていますが、地消地産の観点から、もうこれまでも小・中学校とか、幼稚園とか、保育所においても地元食材の提供を行っておりますし、また食育健康対策の一環として葉物野菜を１日３５０グラム摂取しようということを周知したり、フルーツ王国と呼ばれるゆえんを数値的にひもといて、うきはテロワールと称してＰＲをする。そういうことで、うきはのフルーツは健康にもいいんですよということもしきりに今、ＰＲをさせていただいているところであります。

それから今、副市長のほうが中心となって進めてますオーガニックビレッジ宣言をして、有機農業にも取り組んでいる、そういう食料にもうきはは取り組んでおります。農村は、昨日、野鶴議員のときに細かくお話ししましたから、あえて回答はしませんが、そういう食料、農村にはしっかりやってるんですが、肝腎の真ん中の農業がやはり担い手にしっかり集積・集約した農地をどうつないでいくかというところ、あるいは管理運営組織母体の再編、ここらが大きな課題。ここをしっかりと、もっと市民の皆さんに方向性がきちっと示されないと、今、議員が御指摘の食料・農業・農村、農業振興全体が見えないということでもあります。

先ほど答弁させていただきましたプロジェクト会議においては、食料・農業・農村、全てを取り組んだところで、いろんな方の御意見も聞いていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） ８番、岩淵議員。

○議員（８番 岩淵 和明君） プロジェクト会議のところについてですけれども、改めて総務産業常任委員会の中でもそういった話については出されておりました。実際に会議の開催計画というのは、どういうふうになら、進めておられるのか、ちょっと確認だけしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 農林振興課長、高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

市長の答弁と議員の御質問の中で、農業振興プロジェクトにつきましては、過去、ちょっと行ってきた経過がありますけれども、コロナ等、そういったところも踏まえて、今やってなかった状態が続いております。

総務産業常任委員会の中でも、またそういった会議の場をつくったほうがいいんじゃないかという御意見等も賜っておりますので、実際には明確に何月というところまでは設定はできておりませんが、令和6年度、早めに実施をしたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、この前、総務産業常任委員会で視察したところの流れですけど、やはりさっきも言いましたけども、人の問題だろうというふうに思ってます。特徴的なのは、山口も広島もJAそのものが単一化を目指しているということです。それとJA、あるいは県の農政部も含めた人材がそこにきちんと投入されているということなんです。

確かにうきは市独自でその人材をつくるというつくり方もあるでしょうけども、そういった方をやっぱりきちんと招聘しながら施策を打っていくということが、進め方としては非常にスピーディーさがあるのかなというふうな感じはありました。それを勧めるわけではないですけど、ただそういった意味も含めて、人の問題というのは非常に大事だということを最後に述べて、この質問はまた折あるごとに言うかもしれませんけど、またお願いしたいと思います。

以上です。

次に、2点目の質問をさせていただきます。過去3回質問し、答弁いただいた内容を踏まえて、以下の点について所見を伺いたいと思います。

3号認定（3歳未満児）児童保育料の算定基準について、住民税所得割課税額による階層を見直し、保険料の引下げ、減額制度の拡充を図るように求めます。

以下、1から3まであります。

1つは、現行第3階層から第9階層の刻みを見直して、所得に対する負担比率の低減を図ることを求めます。

2点目は、住民税課税の均等割のみの世帯への減額階層の新設を求めます。

3点目は、多子世帯、独り親世帯の対象階層拡大と久留米市などが設定している要保護者世帯を対象に減額料金の新設を図るように求めたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市保育料の見直しについて、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目の3号認定児童の保育料の引下げ、減額制度の拡充について、そして2点目の階層見直しによる負担比率の低減について、そして3点目の住民税均等割のみの世帯の減額階層新設について、そして4点目の多子世帯、独り親世帯の対象階層拡大と要保護者世帯を対象にした減額料金新設について、これはいずれも見直しの具体的な内容でございますので、一括して答弁をさせ

ていただきたいと思います。

これまでと同様の答弁になりますが、保育料につきましては、国の基準である子ども・子育て支援法第27条第3項第2号におきまして、「政令で定める額を限度として、当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が保育料を定める」こととされております。第1から第8階層を設定している国の基準を参考に、うきは市でも「住民税所得割課税額」に応じた、第1から第9階層までの保育料を設定しているところでございます。

今回、議員から御指摘をいただいた保育料の軽減措置については、近隣自治体の中にも取組実績があることは十分承知をしているところであります。

なお、4点目にありました、「要保護世帯に対する減額措置」につきましては、うきは市におきましても既に離婚調停中や裁判中の方、あるいはDV被害者の方については、公的な証明書等の提出により、独り親とみなして保育料の算定を行っているところでございます。これまでも度々申し上げてきましたように、うきは市では幅広い施策を通して子育て・少子化支援に資する独自の支援策を提供しているところであり、毎年、課題に応じて支援策を充実しているところでございます。

令和6年度は、ゼロ歳児に対しておむつなどの赤ちゃん用品を毎月届けることで不安や悩みを聞き取り、適切な支援につなぐことを目的に、新たに「子育て見守りおむつの定期便事業」を実施する予定とさせていただいております。また、昨年9月議会におきましては、「高校生世代までの子供の医療費完全無償化」実施に関する政策提言書が決議され、議会から政策提言を受けております。昨日は樋口議員から「学校給食費の無償化」についても御質問をいただきましたが、議会としてはこれらの子育て支援施策の検討の上で、「高校生世代までの子供の医療費完全無償化」の実施について政策提言がなされたものと認識をしております。

保育料の見直しに当たっては、それらのことを総合的に検討する必要があると考えておりますが、いずれにしても新たな施策に関することですので、現段階での具体的な回答は控えさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 前の3回の回答と基本的に変わらないということでしたので、時間、もうちょっと短くてもよかったです。

そういう意味では、資料を皆さんのところにお配りしております。3枚お配りして、2枚目からになりますけれども、ちょっと説明要というよりも、このままですけど、ちょっと訂正があります。2ページの表の中の左から、うきは市、A市、Y市、O市、T町って書いてありますけれども、ここが実は去年の9月からさらに値下げしております。例えば7,900円って書いてあるところが6,800円、1万900円が9,000円、1万3,900円が1万1,000円。こ

れは大刀洗町ですので、そのホームページ見れば分かるかと思います。そういうことで、最後は3万円と、5万1,700円が3万円というふうなことで下がっています。

それから、1つ飛んでK市の隣、これはH市ですけども、R4年度と書いてますけども、R5年度は、これが全てゼロになります、無償化になってます。だから、あえてR4年と書いてみたんですけども、これが日田市です。そういったことです。

御覧のとおり、一番左側が国の基準になります。3が3つありますけども、上から3段目の3は、これが均等割課税所得割非課税世帯と。均等割だけ支払っている非課税世帯ということになるかと思いますが、こういったのもずっと他市町村は設定されている。

それから、3の段階のところでは、結構それぞれの自治体によって独自設定されているということでもあります。4段階も同じ、5段階も同じ、6段階も含めて設定されている。これを設定している意味は、市長、何でもこういうふう設定されているか意味は分かりますか。お答えいただけますか。自治体がなぜこういうふう設定しているか、理由は分かりますか。（発言する者あり）そうです。理解できますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まさに少子化対策の一環で、いろいろ国の基準を超えた形で支援をしているというふうに認識をしております。

これまでも答弁させていただいてますように、今、こども家庭庁も設置され、国のほうももう不退転の決意で少子化対策に取り組もうとしてます。そんな中で常に議題になるのが、子供医療費の無償化、そして小・中学校の給食の無償化、そして議員が御指摘される3歳未満児の保育料の無償化であります。

私はかねてから、こういう根本的な話については、これはやっぱり国が一律でやるべきではないかということで、福岡県市長会を通じて全国市長会、そしていろんな各省庁にそういう要望をずっとお上げしているところであります。今後もそれはしっかり対応していきたいと、このように思っています。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） これは、うきは市が例えば3段階で1万9,500円の保育料になります。これが課税所得の欄か、4万8,600円未満のところ対象となります。うきは市は、その次のランクは9万7,000円、そして次のランクが16万9,000円と。この間に刻みを入れるというのは所得に対する軽減措置なんです。それは、地域によって所得水準が違うわけですから軽減措置を図る。当然そうですね。収入に対する支払いの比率がその間にランクされれば、当然、所得に対する比率が下がりますよね。例えば3段階以降、4段階までの間の人がおったとすれば、例えば7万円でもいいですよ、6万円でもいいですよ、あった人がいれば、

次の2万7,000円になるんです。分かりますか。

そういう軽減措置を図ることが、社会的にどういう意味を持つものなのかを私は聞いているわけです。なので、市長が言っているように、本来、国の制度の問題だというふうに言うのは正しいですよ。正しいですけども、その前に子供支援というのは基本的に自治体が請け負っている、法律上そうなってます。そこに責任を持つか持たないかの問題。きつい言い方かもしれませんが、そういうことだと思うんです。

この間ずっと3回の質問させていただいたのは、そういう意味では、考え方の問題として質問させていただきましたけど、具体的なこういった形で言うのも今回初めてですけども、改めてその考え方に賛同いただけませんかという話なんです。それは賛同いただけませんか。どうですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 国の基準を超える改正になりますと、当然、市独自の財政負担が伴います。これは重々、議員も御承知のとおり、これは子供医療費もそうですし、給食費の無償化もそうです。そういう中で議会のほうも、いろんな対応がある中で子供医療費の無償化で政策提言なされているのではないかなと、そのように承知をしております。したがって、それだけというわけではありませんけれども、要は限られた財政の中で費用対効果を見て、どういう施策を打って、うきはの少子化に歯止めをかけるか、これを判断していかなくちゃいけないものと、このように認識をしています。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 次の資料3ページ、御覧ください。

訂正があります。一番頭の表題に令和5年度1月現在って書いてますけども、訂正して令和5年12月現在ということに。「度」と「1」を消してください。すみません。

それで、今、3歳未満児のところのうきは市の保育状況、階層別の人数について事務方から伺って資料を作成したものです。ここにあるように、292人あります。そのうち、保育料が免除されてる方が19人、第1と第2がそうだと思います。それ以降については、独り親のところは料金が約半分ぐらいになるかと思えますけども、そういった有料の方が、それが全部で94%ぐらいになるということになる。特に多いのが第4、第5、6、7とありますけども、そういった状況にあります。

前回の質問のときに御指摘したのは、うきは市の保育料というのは、さっきの別表の資料2に書いてあるとおり、国の基準から大きく引下げているのは第8段階、第7段階、こういうところであって、第3段階は1万9,500円という国の基準をそのまま踏襲していると。第4段階においては、3万円のところが2万7,000円、3,000円減額している。こういうふうに階層

の高い、所得の高い人ほど減免率が高いという実態があります。そういったことも見ておく必要があるというふうに思います。

そして、資料3について、この間、さっき市長にお礼を改めて申し上げたわけですが、うきは市の自然減、社会減について、下のグラフを入れております。この間も市長が事あるたびに表明してるように、出生数が右肩下がり、死亡数は右肩上がり、こういう状況が続いています。そして、右の棒グラフのほうは、実数を書いています。赤いほうの色が社会減数で、令和5年、これは1月から12月の統計ですから何とも言えませんが、94人、転入転出で差がある。94人マイナスという意味です。それから、左側の折れ線グラフの489人がお亡くなりになって、144人が新たに生まれた方ということの差数が右の棒グラフのほうで、その差数が345人ということです。これが増えている。右肩上がり。この要因は死亡が多いということだろうと。これが現状です。

そういう意味で、人口減少との関係で何が問題なのかということがあるだろうと思いますが、圧倒的に市長がこの間述べているように、出生数であります。

市長は御存じかどうか分かんないですけども、特殊出生率というのは計算が難しいんで分かりかねますけれども、出生率という厚労省のデータがあるんですけど、御存じですか。出生率。保健課は知ってるかな。知らない。すみません。じゃあ、分かんないこと聞いても仕方ないんで、突然ですから。

国の平均はパーミルで言えば、6.6ぐらいだったと思うんです。人口1,000人当たりの人口に対する出生者数、だからうきは市で言えば144人を人口の二万七千七百七十何人かで割れば出ると。実は、これはうきは市が5.2パーミル、全国平均より少ない。それは要因は何かといえば、多分、保育環境の問題だろうというふうに、保育というか、お子さんを産む環境としての低さがあるんだろうと。だから、そういうところが見てとれるんですけども。ただ大事なものは、問題は、うきは市の人口構成の中でどういった人が人口減少の対象になるかなということを示したのが、次の資料4になります。

これはうきは市の住民基本台帳を基にした、ゼロ歳から49歳まで、私が勝手に抽出というか、本当は100歳以上まであるわけですけども、その中の49歳までということで設定した形です。ただ、これは表の見方としては、令和4年度から5年度にかけての増減人数についてとやかく言うものではないです。それは12月末現在でうきは市の人口構成が、この年代の構成がこうなってますよというふうに見るだけで、現実的には、例えばゼロ歳で言えば、令和4年は163人ですけども、今年は142人ですので、163人が翌年、令和5年度、1歳になったときに159人になる。こういう見方をしていけないと人の出入りがよく分からない。そういった見方をしていけないと正確な移動数字が分からないということになると思いますけども、そういった

意味では、大事なのは実は出産適齢の年代というのが30歳から34歳ぐらいが平均と言われてます。これが大体、厚生労働省のデータでは67%なんです。お子さんをお産みになる方の年代として。そういう意味では、うきは市のところでどういうふうに見るかというところ、今言ったような見方をしていくと、23歳の減少が多い。次に28歳、30歳というふうが多いんです。そういった見方を含めて、改めてうきは市の現状をきちんと分析した上で施策を打っていただきたいというのが私の言い回しです。

最後にちょっと改めて確認しますけども、市長は見直しをしないということですが、改めて、うきは市の所得水準も含めてですけども、女性たちが置かれてる環境について、もう少しきちんと大局的な視点から、こういう問題も取り組んでいただきたいというふうに思いますが、改めて見直す考えはないですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから何度も答弁させていただいて恐縮なんですけど、今まで議会からの政策提言もいただいてます子供医療費の無償化、そして小・中学校の給食の無償化、そして3歳未満児の保育料の無償化ということでありますが、総合的に検討する必要があるというふうに述べさせていただきましたが、それに加えて、3歳未満児の保育料については、かねてから説明してますように、この施策をやったときに、果たして待機児童が生じないかという問題であったり、家庭で保育されてる方とのバランスとか、総合的に考えることも必要ではないかなと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今、市長の話は、過去の話です、正直言って。今、こども家庭庁ができた段階で、御承知のように、家庭で保育されてる方も一定度通うことも可能というふうな話もされてる。基本的には、全部が要望どおりになるかどうかは、まだ中身は確定したものではないんで言えませんが、ただ、いずれにしても近隣との差が激しいです。そこを子ども・子育てという環境を、前も言ってますけど、うきは市としてきちんと社会的な認識をやっぱり取らないといけないと思うんです。そういう危機的な状況になってるということだけは御認識いただきたいんです。優先順位は確かにおっしゃるとおり、いろいろあります。でも、このまま格差を拡大していくようなことでは駄目だというふうなことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。11時30分より再開します。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、一般質問最後になりますけども、7番、竹永茂美議員の発言を許可します。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは最後です。よろしくお願いします。

まず冒頭、床下浸水被害者への支援のため、うきは市の豪雨災害被害届の様式に回覧文書の配分額、お問合せ先を配布し、2名の方の福祉事務所に問合せがあったそうです。誰一人も取り残さないと取り組んできた私としては、御迷惑をおかけしました。市民の皆様、議会、そしてうきは市におわびを申し上げたいと思います。

今後、こんなことがないよう、うきは市に確認を取って、市民に対して情報発信、広報、そして支援に当たっていきたいと思っています。

まず1点目、お配りをしてます資料には、すみません、ありませんので、口頭だけになります。

まず、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについてということで、昨年夏の豪雨災害については、同僚議員からたくさんの質問や提言がなされました。また、市長のほうからも誰一人も取り残さない市政に取り組むという回答があったというふうに思っております。

そこで2023年夏の豪雨災害時、床下浸水被害者の実態と取組、支援策についてお伺いいたします。

2点目が、本年度、2024年度、夏季休業中の小学校プール開放について、こども基本法に基づく子供たちの意見聴取の状況と各小学校や行政が子供たちの意見をどう反映したのかお伺いいたします。

最後に、3点目、厚生文教常任委員会のほうから提言のありました高校生世代までの医療費の無償化、そしてそれを含む2024年度、小・中学校の保護者負担軽減策についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目につきましては、私から答弁をさせていただき、2点目、3点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、昨年夏の豪雨災害における床下浸水被害者の実態と取組、支援策についての御質問であります。うきは市では昨年7月10日の記録的な大雨により、家屋等の浸水、道路、河川の損壊、土砂崩れなど、甚大な被害を受けました。中でも家屋の床下浸水については、市内広範

囲にわたり発生をし、床下に水や土砂が入り、作業を要した家屋も多く、特に高齢者世帯や独居世帯にとっては大変な御負担となりました。

家屋の床下浸水の被害については、市より区長へ把握の依頼を行い、417件の床下浸水の被害の報告がありました。内訳は、吉井町域で333件、浮羽町域で84件となっております。

主な取組支援策としましては、発災後は速やかに社会福祉協議会へボランティアセンターの設置を要請し、支援が必要な世帯におきましてボランティア活動が行われました。床下浸水被害に遭われた世帯に対しては、床下に入った土砂の除去、畳上げ、サーキュレーターによる床下乾燥などの作業を行っていただいております。また、市の保健師等の職員及び県の保健師が床上・床下浸水被害の多かった地区の一人暮らしの高齢者世帯を中心に訪問し、被害状況の把握や体調確認などを行い、支援につなぐための調査を行っております。

災害義援金につきましては、福岡県から配分を受けたものも含め、昨年10月末時点で約2,100万円の義援金を頂いております。配分に当たっては、これまでは床上浸水以上を対象としていたところでありますが、今回は床下浸水の被害を受けた世帯にも1万円を配分することを決定し、お支払いをしているところであります。

なお、市民の皆様への周知につきましては、広報誌や市のホームページ、防災行政無線、チラシの全戸配布のほか、自治協議会や区長の協力もいただき、周知をさせていただいたところであります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2点目の令和6年度の夏季休業中の小学校プール開放についての御質問ですが、うきは市の夏期休業中の小学校のプール開放は、各学校のPTA事業として実施しており、令和6年度につきましても各学校のPTA組織のプール開放を担当する委員会で協議いただく事業になります。

こども基本法において、「施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映」が基本的施策の1つとなっておりますが、夏季休業中の小学校のプール開放はPTA事業であり、市の施策として行っているものではないため、市としては子供たちへの意見聴取は、行う予定はございません。各学校のプール開放の可否は、昨年度同様、保護者が子供の考えを聞いた上で、その意見が反映されるものと考えております。

3点目の令和6年度の各小・中学校の保護者負担軽減策についての御質問ですが、小・中学校の保護者負担の実態については、給食費や学級費、修学旅行積立費等があり、いずれもそれぞれの使用目的に応じて受益者負担の観点から保護者に担っていただいております。

令和6年度の小・中学校の保護者負担軽減策としましては、物価高騰による影響を受ける保護者への子育て支援として、学校給食食材費、1人当たり月400円として、年間972万

4,000円の予算を計上しております。また、給食費4か月分の全額補助として3,728万4,000円を予算計上しております。また、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒につきましては、給食費やPTA会費、修学旅行費、校外活動費等を支援する「就学援助制度」において、要保護・準要保護世帯を対象とした支援を行う予定にしております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは再質問を行います。

まず1点目ですが、お配りしてます一般質問資料A面を御覧ください。

これは昨年の9月議会で私が質問した内容に対する市長の答弁を述べています。一番上ですが、市長、ただいま、安全・安心のまちづくりについて、中略します。床下浸水は500棟以上に上り、吉井町域の吉井地区が最も多い状況になっておりますということでした。それに対して、2つ目の丸ですが、私のほうから、支援策一覧表を配布すべきではないか、8月1日の回覧板では支援策一覧表が回ってきませんでしたという質問をいたしました。それに対して市民協働推進課長のほうから、アンダーラインのところです。区長文書のほうでは、そういう回覧は出しておりません。今思えば、そういうこともできたのかなと思っておりますけれども、こういうことは反省点といたしまして今後にちょっと生かせたらなと思っておりますのでございます。その後、私のほうが、被災した人への主な支援策というのは、A4、1枚になっておりまして——これ、久留米市ですが、そして久留米市は被災地というところには各戸に配られたということです。それで、各戸に配っていただくということを、今、課長は答弁されましたけど、再確認で、各戸に配っていただくことはできますか。市長のほうにお尋ねしますと質問したところ、市長のほうは、市民協働推進課長に答弁させますということで、次のアンダーライン、ハザードマップについては全戸配布を予定しておりますので、そのハザードマップの中にそういう支援策や連絡先は入れることが可能か、まだ検討中ですということを述べられました。そこで私が最後に、私が約200件の方と当たったときに思ったのは、市役所につなぐ、あるいは社協につなぐということができていれば、市役所のほうでいろんな話ができて安心したり、あるいは近所がこういうことですということで社協のほうにもつなぐことができたのではないかと質問をいたしました。

私は今回、12月1日の回覧文書が各戸に配布されると思っていたのですが、なぜ各戸配布ではなくて回覧文書になったのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと議員、お尋ねですが、趣旨は、発災直後の支援についてのお話なんでしょうか。それとも、義援金の配布についての周知なんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 発生直後のことで、各戸に配布すべきではないか、そしてハザー

ドマップを各戸に配布しますということで庁舎間の検討がなされていたと思っていました。ところが義援金の文書が各戸配布でなくて回覧であったので、その分をお尋ねしております。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 市民協働推進課、江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いいたします。

発災直後の支援策につきましては、区長のほうに配布して、全戸には配布しておりません。ハザードマップにつきましては、まだ最終校正段階にはなっておりますけれども、全戸に配布する予定にしております。

ハザードマップは以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、竹永議員。

○議員（7 番 竹永 茂美君） 私は再度質問したのは、12月1日に義援金の文書が各戸配布ではなくて回覧文書にされたのはなぜかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

今回の災害義援金の回覧をなぜ最初に全戸配布しなかったかということのお尋ねでございます。

今回の義援金につきましては、まず県のほうで大きな災害がございまして、その関係で県のほうから災害義援金の配分をいただいたところでございます。こちらにつきましては、まず市の災害義援金の配分委員会の中で配分額を決定した上で、今回の配分につきましては床下浸水の分も含まれておりましたので、再度、近隣市の状況を踏まえて決定することを決めたところでございます。

義援金の配分のチラシにつきましては、そういった災害義援金の配分と併せて床下浸水の分も含めた内容になっていることと、あと、一応、吉井町域を中心にうきは市内のほうで被害が発生しておりますが、全体的な被害としては最大500件分を見ておりましたので、当初、いろんな方法で周知をするという中で、取りあえず隣組回覧という形をさせていただく中で、併せて防災無線、またホームページ、また1月1日には市の広報という形で随時周知を進めてきたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、竹永議員。

○議員（7 番 竹永 茂美君） 12月末段階で、この床下浸水の義援金をもらえた方は何名おられたんでしょう。申請は何件あったんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（佐藤 重信君） 12月末現在の配分でございます。まず最初に、床下浸水の中で罹災証明書発行世帯については25世帯、床下浸水の中で被害届を出された方が26件でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ということは、合わせて51件であったという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所に（佐藤 重信君） 先ほど申しましたように、罹災証明が24件で、被害届が出されたものが26件でございますので、合わせて50件になると思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 12月1日に出されて、12月末段階で50件しか床下浸水の方の申請がなかったということです。

これは約500件、市長は先ほど417件と言われましたけど、約1割しか申請がなかったのですが、この点について市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 年明けて2月1日でございますが、全戸、お知らせを配布したところがあります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が質問したのは、12月末で417件のうち50件しかなかったことについて、どう思われますかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、これまでの義援金の配布というのは、床上浸水以上でありまして、今回、床下浸水が初めてのことで、なかなかそこらが、周知が届いてなかったんじゃないかと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、先ほど2月1日に改めて各戸配布されましたが、これは2月末で一応の期限になっておりますが、2月末の床下浸水の被害届の申請数は幾つあります

か。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長、明確に。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 2月末での被害届の申請件数、合わせまして206件でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） このように、年末では50件、そして年明けでも206件ということで、417件からすると半数という状態ですが、この件で市長は周知が徹底されたと思われますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 可能な限り周知をさせていただいて、こういう結果になったというふうに承知をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 冒頭述べましたように、被害があったときにいろんな支援策一覧表を各戸に配れば、今回のことももっと周知徹底できたのではないかなというふうに思っています。

これが今回の豪雨災害で、残念ながら不十分であった点だというふうに思っております。ところが、じゃあ全てが不十分であったかといいますと、1月12日から2月12日までの約1か月間、被害届の回収に回ったのですが、面会できた吉井町域の方が142件でした。そのうち113件については被害届の用紙を破棄してください、あるいはもう破棄されましたということでした。それから、床下浸水なら申請できますよといったのが27件。被害届の回収ができたのが2件でした。

この中で多くの質問がありました。例えば2月1日の文書に、締切りは何月何日ですかと言われて、私自身は聞いていたので2月末ですということを伝えることができました。また、うきは市のどこに相談すればよいのですか、どこに出していいのですかということでしたので、これは福祉事務所ですということを伝えました。ところが、床下浸水の写真を撮っていないのですがという質問に対しては分かりませんでしたので、福祉事務所のほうにお尋ねして、指さし写真、この辺まで来ましたという指さしがあれば、それでもいいですよということでしたので、それを被害者の方に届けました。また、借家なので申請できるのですか、また逆に、オーナーでも申請できるのですかというのが分かりませんでしたので、これも福祉事務所のほうに質問して、借家でもオーケーです、オーナーはできませんということを伝えました。その後、福祉事務所に行く交

通手段がないという高齢者の方が何人もおられました。また、入院していたので分かりませんという方もおられました。それから、転出された方はどうするのですかという質問等があり、これもいずれも福祉事務所のほうにつないで、その回答を伝えたところであります。

よかったことは、近所に息子が住んでいるので2件も申請するわけにはいきません。そして1月1日、能登地震があったので、私ではなくて能登のほうに回してください。あるいは床下、床上浸水の実態を報告された区長から、高齢者やアパート暮らしの若者が忙しいので代行できないのですかということを質問されたので、これも福祉事務所のほうに幾つかお伝えしたところであります。

このように、うきは市の人たちは全国から寄せられた義援金を受け取ってくださいといっても、やはり能登地震があったのでしょう、能登地震のほうに回してくださいというように、市民の多くが自分のことよりも能登地震の被害者に寄り添ってある姿が見えました。このような気持ちを大事にすることが互助・共助のうきは市になっていくよい機会だと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いや、そういう思いの市民の皆さんがいらっしゃるということは、しっかり受け止めなくてはいけないと思っています。

そういう意味合いからしても、私ども、昨年7月10日に記録的な大雨で大きな災害を受けたところなんです、それでもやはり市民の総意として今回、500万円の予算を計上させていただいて、被災地の石川県に届けようとしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ですから、昨年の夏の豪雨の対策に対して足りなかったことは、今後は改正していただき、よかったことは今後も広げていただいて、共済・互助のまちづくりに生かしていただきたいと思います。

続いて、2点目ですが、小学校のプール開放の件についてお尋ねしました。これ、12月の答弁と全く同じで大変がっかりしております。といいますのは、私が現職に在籍中、12年前になりますが、吉井小学校でもPTAの事業ではありましたが、生涯学習課からのほうで高校生など見守りのアルバイトを雇っていただいたと思っておりますが、その点について教育長はどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員の説明のとおり、プール監視員を一時、平成24年度まで予算を計上して各学校に配置したということがございます。その後、この3年間でプール開放事業をしておりませんで、本年度、4年ぶりにプール開放事業を各小学校のPTAのほうで検討するとい

うことになりまして、コロナウイルスのこと、熱中症のことなどの意見があり、開放しないという学校が多くなったということを聞いております。ここで、プール監視が非常に困るというような理由は把握をしておりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、教育長が報告されましたように、平成24年までは生涯学習課で予算計上されていました。ですから、冒頭、PTA事業として取り組んできましたということとは大きな誤りではないかというふうに思っております。

また、子供の意見反映といいますのは、実は2月5日、浮羽中学校の2年生との意見交換会を行いました。2年生が5人か6人のグループで15分ずつの質疑応答したんですけども、中学生から以下のような質問が出ました。当然、議員、議会の仕事は何ですかということと、もう一つが、大変何か子供たちが言ってはいけないような雰囲気だったんで、どうぞどうぞ何でもいいよと言ったら、浮羽中学校はいつ頃建て替わるんですかということがありました。

また、2月16日の浮羽究真館高校の生徒会役員2年生、1年生との意見交換会でも、同僚議員が言われた電子レンジの件もありました。それ以外にもスマホの持ち込みが禁止なので、教室に時計が欲しいとか、体育祭、文化祭を公開してほしいなど、直接意見を聞くことの大切さを痛感したところであります。

そのような意味で言うと、こども基本法にはちゃんと子供の意見を聞いてくださいということがあるわけですから、市の事業じゃないから聞かないとかというのは、大変教育者としていかなものかと思いますが、市の事業として、まず市長のほうにお伺いですが、12月に質問しましたように、筑前町は町の事業として筑前町プールを開放してあります。うきは市としてもプールがあるわけですから、その活用として、市の事業としてプール開放に取り組むお考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長のほうから答弁があつてますように、PTAの事業でやられてますので、そういうことで見守っていききたいと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ちょっと認識が違うんですが、PTA事業でやってて、市のほうも負担してくれた。ところがその後、私の聞いた範囲では、PTAがやっておるから市のほうがずっと手を引いたというふうに聞いております。むしろ積極的に市がプール監視の人数を増やせば、保護者負担の軽減になるし、子供たちの楽しい夏休みの思い出ができると思いますが、市として取り組むお考えはないのか、再度お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 生涯学習課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 平成24年まで高校生等が行っていたのは、あくまでPTAが行う事業の補助として参加していたというふうに認識しております。ただ、PTAのほうからも、ちょっとその当時の高校生のほうが急に休んだりすることがあるのでという形で、平成24年度で終わったというふうに聞いております。

ただ、今、現状、プール監視というのは、かなり最近、プールの事故とかも起こっておりますので、高校生にその負担を負わせるのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

今、調音の滝公園とか、百年公園とかは、きちんと警備会社のほうが監視員に入っておりますし、ちょっとお金はかかりますけれども、うきはアリーナとかのプールもありますので、そちらのほうでプールを楽しんでいただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 生涯学習課長の言葉尻を取るわけではありませんけども、調音の滝公園とか、百年公園に警備員を配置することができるならば、各学校、警備員を配置していただいたらいいのじゃないかなと思いますが、教育長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほどから申し上げますように、各学校のプール開放は、各学校のPTA活動として委ねております。百年公園とか調音の滝公園につきましては、市のほうが監視員を立てて開放するというので、そこは分けさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 大事なことを忘れておりました。交通指導をしている折、子供たち、そしてPTA会長、あるいは学童の支援員、校長、全員ではありませんけど、数人とお話したときには、やはり市のほうがそのような警備員配置、あるいはアルバイトの配置をさせていただくと大変助かるという意見をお聞きしましたが、教育長のほうはそういう各学校の関係者等に意見を聞かれたのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） このことにつきましては、各学校から調査をしたところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 各学校に調査した結果をもう一度言っていただいてよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） プール開放をしなかったという、P T A活動としてする予定があるか、しないかで、しないのであれば、どういう理由でしないかということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、竹永議員。

○議員（7 番 竹永 茂美君） 今の調査というのは、2 0 2 4 年度に向けての調査ということでよろしいんですか。それとも昨年度の調査でしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 昨年度の調査でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、竹永議員。

○議員（7 番 竹永 茂美君） 私が言ってるのは、2 0 2 4 年度に向けて調査をしていただきたいと思っていますが、それは可能でしょうか。子供、P T A、学童保育所の指導員、校長などなどです。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 来年度に向けましては、P T A活動として各学校にどういう予定が、今の時点でそういう計画がはっきりしているかどうか、予定が立つかどうかは分かりませんので、しかるべき時期にまた学校にお尋ねをしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、竹永議員。

○議員（7 番 竹永 茂美君） 仮定の話になりますが、学校のほうで開放したい、そして警備員を配置してほしいということがあれば、教育長として警備員配置の補正予算を計上するという認識でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 予算を伴うことにつきましては、この時点で答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 7 番、竹永議員。

○議員（7 番 竹永 茂美君） ぜひ子供たちの意見をしっかり聞いて、予算措置も上げていただきたいと思います。議会とすれば、そのような補正予算は多分承認するのではないかというふうに思っています。

それでは、3 点目です。

保護者負担軽減について、お配りしてます資料の右側のほうに浮羽・三井支部から予算要求をし、教育長、市長とも立ち会っていただきました。これ、1 0 月 6 日です。

先日、福岡のほうで春闘の集会がありまして、これですけども、参加してきました。当然、労働組合ですから賃上げのことが中心かなと思っていましたら、最後のほうにやはり子育て支援策も拡充をするということで訴えられました。本年度予算の中にも、樋口議員のときにもいろいろ、

給食費、あるいは食材費高騰に対する予算措置はされているというのは分かったんですが、12月議会で言っていましたPTA会員以外の方からPTA会費に準ずる予算を取ってありますが、それは市として、PTA以外の人から取ることに 대해서는どのようにお考えでしょうか。特に年金生活者の方からは、年金生活で苦しいのに、なぜPAT会員でもないのにそういうPTA会費みたいな負担があるのか、これはやめてほしいという要望があっていますが、この点について市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

準会員というふうに決められている学校もございしますが、それは強制でお支払いをされているものではなくて、そのPTAの活動に対して賛同される方をお願いをしているというふうに報告を受けております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が相談を受けたのは、確かに強制ではないと言われますけれども、名前を書いて、次々に来られて、自分だけなかなか抜けにくいということで、本来ならば市、あるいは教育委員会が予算化すればいいこと、例えば教科書代とか、図書代とか、保健室の薬剤とか、いろいろあったと思います。ですから、本当に賛同するものだけでいいという徹底を学校のほうに、これは教育長にお願いですが、していただくということの確認でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 私の現職のときもそうでした。協力していただける方ということで徴収をさせていただいておりましたので、そのような趣旨での徴収をお願いするように各学校には指導をしたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 賛同者のみの確認の指導をお願いしたいと思います。

それでは、大きな2番に行きます。

喫緊の課題として、安全・安心のまちづくりについてです。

2024年度、通学路の安全確保について、うきは市の取組についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 安心・安全のまちづくりについて、1点目の令和6年度の通学路の安全確保における、うきは市の取組についての御質問です。

令和6年度、通学路の安全確保につきましては、令和5年8月に開催しました、うきは市通学

路安全推進会議におきまして、通学路安全プログラムに提出されました対策箇所の工事を予定しているところです。小学校別で申しますと、江南小学校1か所、山春小学校3か所、大石小学校1か所、御幸小学校1か所の合計6か所で、主な内容といたしましては、路面標示、路側線設置、転落防止柵設置となっております。

令和6年度も今年度と同様に通学路の安全確保に向け、合同点検を実施する予定としており、今後も関係機関と連携しながら危険箇所の早期改善に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私は同じ回答は要りませんので、よろしくお願いします。

資料のB面の右側に、福岡県議会だより、2月発行で、こちらは県議会のほうの承認を得ています。事務局の承認を得ております。

真ん中の黒い四角になっていると思いますが、社会経済を支える基盤の充実ということで、一番上の丸、道路の安全確保13億9,145万4,000円ということが書かれておりますが、これは主に県道に関することだろうと思いますが、この内容について、市のほうで確認されている事項があればお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 県道、12月補正予算のお尋ねでございますが、現時点、ちょっと把握はしておりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） これは毎年2月になると、12月補正予算で道路の安全確保の予算がつかますので、ぜひ確認をしていただきたいと思いますと思っています。

もう1点が、すみません、戻りますが、A面の一番下に12月議会の会議録を載せております。私が12月に質問したときに、ちょうど年末でしたから消防署の横には火の用心の赤い旗がたくさん立ってます。今現状、おひなさまめぐりがあるので、赤いおひなさまぐりの桃太郎旗が10本も20本も立っています。せめて交通安全の桃太郎旗とか、各行政区に配れないだろうかとして市長にお尋ねしたところ、ぜひ、もしそういう気持ちがあれば、事前通告していただければしっかり答弁させていただこうかなと思っていますということでした。

約3か月がたちましたので、この点について何か市長、桃太郎旗について取り組まれていることがあれば、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 交通指導員に対する桃太郎旗なんですけれども、以前、行

政区のほうを通じて桃太郎旗、配布したという経緯があると聞いております。

今も交通安全協会、警察署のほうにございますけれども、そちらのほうに問い合わせただければ、桃太郎旗ありますので、配布のほうはできると思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が課長のほうにお尋ねいたしましたら、飲酒運転とか、脇見とかということで、子供たちの保護者が毎月1日とか20日に立ってますので、子供に関わるような旗がお願いできないだろうかということでお尋ねをしています。

水分小学校区の旗では、そのような子供向けのがありましたので、子供向けの旗の作成をお願いしたいと思いますが、検討していただけないでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 議員おっしゃられますように、飲酒運転とか脇見運転とかの桃太郎旗もございます。交通安全対策には飲酒運転撲滅とか、脇見運転、スマホの撲滅とかも大変重要なことですので、一概にそれを全てなくすということにはならないと思いますが、子供の通学の安全も重要なことですので、そういったことも交通安全協会と話しながら検討はさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ぜひお願いいたします。といいますのも、2月末、菊竹六鼓橋のところで交通指導をしていると、大変危険な場面に出会いました。いつも自動車は東西それぞれ横断歩道手前10メートルぐらいからでも止まってくれて子供たちを渡してくれたんですが、この日に限って2台もの車が横断歩道に子供が立っているのにもかかわらず、停車するどころかスピードを落とさずに行ってしまいました。大変危険性を感じたわけです。私も議員として毎日交通指導ができるわけではありません。そういう意味では、安全確保は喫緊の課題ですので、ぜひ子供向けの桃太郎旗の設置をお願いして、2番の質問を終わります。

3番は、法律や条例、規則が守られるまちづくりについてです。

1番が、2023年11月の市職員と教職員の超勤実態、また昨年度、年間360時間以上の超過勤務の市職員と教職員の小・中学校の実態について伺います。

2点目が、うきは市役所のハラスメントの実態について、その実態と防止の取組について伺います。

うきは市議会も先日、県のハラスメント学習会に参加した者が見た内閣府男女共同参画局公式ユーチューブのビデオを見ました。そういうことを含めて、議会も市の職員も取り組んでいかな

ければならないと思っておりますが、このハラスメントの取組についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目のうち、市職員の超過勤務の実態と、2点目については私から答弁し、1点目の教職員の超過勤務の実態については、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目のうち、令和5年11月のうきは市職員の超過勤務と、昨年度、年間360時間以上超過勤務の実態についての御質問であります。職員の時間外勤務の状況でございますけれども、令和5年11月におきましては、1か月当たり45時間以上の職員は7人で、80時間以上の職員はおりません。令和4年度と比較しますと45時間以上の職員が6名の増加となっております。時間外勤務が増加した要因については、令和5年7月7日から10日にかけての大雨による災害発生後の復旧対応など、他律的な業務等によるものであります。

また、令和4年度、1年間で360時間以上の時間外勤務が発生した職員は13名います。それぞれ職場ごとに事情は違いますが、例えば選挙業務の対応や新型コロナウイルス感染症に関連した業務の増加、また3年に一度の固定資産の評価替えなど、他律的な業務等によるものであります。市では既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するためメール等による周知啓発を行っており、さらに時間外勤務が多い職員については、本人及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行っているところであります。

今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいりたいと思います。

2点目のうきは市役所のハラスメントの実態と防止の取組についての御質問であります。ハラスメントにつきましては、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなど様々な種類がございます。いずれも一般的には人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為を指すものとされております。国家公務員におきましては、平成10年10月に「セクシャルハラスメントの防止等」に関する人事院規則が制定されたことを契機としまして、体制整備が進んでいるところであります。

うきは市におきましては、令和2年7月に「うきは市職員のハラスメント防止に関する規程」を整備し、同年8月に、「うきは市職員ハラスメント防止の指針」を作成し、ハラスメント全般への取組の強化を行っているところであります。規程を制定して以降の「ハラスメント相談記録兼報告書」が提出された件数としては、合計2件ございます。また、これとは別に、正式な書類によるものではありませんが、市民の皆様からの法的根拠のない要求や暴力的・侮辱的な方法に

よる要求、もしくは複数回、あるいは長時間にわたる度重なる要求などのカスタマーハラスメントなども職員から相談を受けているところでもあります。

ハラスメント防止への取組につきましては、毎年、テーマや対象者を変えたハラスメント研修を実施し、職員一人一人のハラスメントへの理解とその意識の醸成に努めてまいりました。また、何らかのハラスメントを感じている職員は、相対的にストレス度が高い傾向にあることから、平成28年度より、毎年ストレスチェックを実施しております。ストレスチェックの結果を受け、高ストレス者に対しては産業医面談やカウンセリングを実施するなど、職員のメンタルヘルス不調の予防に努めているところでもあります。

さらに職場分析の結果を所属長にフィードバックして、ハラスメントの予防に取り組んでいるところでもあります。

今後におきましても、このような取組を継続し、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことのできる風通しのよい職場風土の構築に向けて、鋭意、努力してまいり所存であります。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の令和5年11月の教職員の小・中学校別超過勤務と、昨年度、年間360時間以上超過勤務の実態についてでございます。

市内小・中学校における教職員の超過勤務の実態につきましては、令和5年11月の45時間以上の人数は、小学校132名中39名、中学校60名中33名、80時間以上の人数は小学校はおりません。中学校は2名で、100時間以上は小学校、中学校ともありません。

昨年同月と比較しますと、小学校の令和4年11月の45時間以上の超過勤務は60名で、21名減少、80時間以上では4名で、本年度はゼロとなり、全体的に減少傾向にあります。中学校の前年同月の45時間以上は31名で2名増加したものの、80時間以上は4名で2名減少、100時間超は1名で、本年度はゼロとなっております。

また、令和4年度、年間360時間以上の超過勤務の実態につきましては、小学校140名中89名、中学校59名中44名でした。

うきは市教育委員会としましては、総括健康管理委員会において各学校の取組状況を学校長が報告し、情報共有を行ったり、学校管理職に教職員の超過勤務の状況を定期的に把握し、実態に応じた教職員への呼びかけ等を行うように指導をしているところでございます。

また、令和5年度2学期からは、学校と保護者の連絡ツール（t e t o r u）を構築して、児童・生徒の欠席等の連絡対応については、教員の負担軽減を図っているところです。

各学校におきましても、うきは市教育委員会の指導に沿って管理職が毎月10日、20日だけではなく、3学期からは毎週1回程度の教職員の超過勤務時間を把握し、業務内容の確認等を行い、改善策の協議を行っており、マイ定時退校日や計画的な年次休暇の設定も継続的に実施をし

ているところです。

また、校務支援システム「ミライム」の活用による会議のペーパーレス化、教材の共有化、うきはっ子応援隊の活用など、さらに促進するよう、様々な取組を行いながら、今後も教職員の超過勤務削減に努め、働き方改革を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 大変残念な回答でした。

これは、このポスターは何年か前のポスターなんですけど、毎年11月を過労死ゼロにするために超勤をやめましょうというふうになっているポスターです。これ、新しいのがまた市役所にきてるかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そこで1点だけ、教育長のほうにお尋ねしたいんですが、3学期、毎週1回程度、5時間授業ということでしたけれども、お配りしてます資料B面の4に県議会だよりで、後藤香織県議が、小・中学校の年間総時数と予備時数の在り方について、県の教育長の見解を伺ったところ、小学校1,057時間、中学校1,054時間と、どちらも40単位程度多いということが述べられました。令和2年度の学校経営要項で申し訳ないんですけど、5年生の分を見ましたら、F小学校は5年生で1,272時間、M小学校は5年生で1,274時間と、この後藤県議の分よりもさらに200時間ほど多いんですが、この総時数について、下のほうに中教審のほうから答申が出てますが、1,086時間を上回ることにについては指導しますと出ていますが、これは教育長、学校現場に指導されたんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 年間授業時数につきましては、この数年、年間総時数を減らすということは各学校に考えさせてきたと思いますが、実際にはさほど減っていないという実態だったと思います。

それで、来年度に向けましては、やはりこの年間総時数の、ここにはっきりとした数字があるわけではありませんが、災害等で休校などを含む時間、そして学力の補充などに使う時間とかということで、やはり高学年でも20時間、30時間、低学年では70時間、80時間の予備の時数を確保しているところがありますので、災害等に関することは30時間程度で、あと学力補充等に使う時間を確保した上で、もう何十時間という予備時数はつくらないように指導をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後のハラスメントの件なんですけど、2件届出があったという報告でしたが、この2名の方がハラスメントを受けて休職、あるいは退職したということはないんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ハラスメントの定義づけとしまして、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、いろんな様々なハラスメントがございます。例えばパワーハラスメントでいいますと、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的もしくは身体的な苦痛を与え、職員の人格、もしくは尊厳を害するというようなことで、こういった定義づけがございます。

この2件について、詳細については、この場では差し控えさせていただきますが、直接的にこの2件の件で、これを直接な要因として退職したという案件はないというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは最後、時間が足りなくなりましたので急ぎますが、ぜひ市のほうでそういうハラスメントを受けて休職、退職した人が出ないようにお願いしたいと思います。市の場合は、多分パワハラが大きいのかなというふうに思っております。

先ほど言いましたユーチューブを見ていると、このような説明がありました。大きな声を出すのはハラスメントに当たりますと。ハラスメントですとまでは言っていませんでした。ですから、大きな声を出すのはハラスメントに当たり得ると、市長、考えてよろしいのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、議員から毎回のようには法律や条例、規則が守られるまちづくりについて御質問をいただいております。

まさにそのとおりだと思っておりますので、我々もしっかりコンプライアンスの実践に努めていきたいと、このように思います。

それから、パワハラの内容については、ちょっと具体的な内容を聞かせていただかないと私も判断つかないところであります。そういう中で近年、各地で選挙で選ばれてることをかさに着て、首長や議員のセクハラ、パワハラが問題になっております。これは私自身、しっかり受け止めて、行き過ぎた指導とか、さらには、過剰な資料要求はパワハラに当たると肝に銘じて、職務に当たりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了いたしました。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。2時15分より再開します。

午後 0 時 32 分休憩

午後 2 時 30 分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、午前に引き続いて再開いたします。

その前に総務課長から発言の申出がっておりますので、これを許します。吉松課長。

○総務課長（吉松 浩君） 恐れ入ります。午前中の竹永議員の一般質問の際にハラスメントについてのやり取りをしておりました際、ハラスメントに関する相談記録兼報告書が提出された件数を 2 件と申しました。その後、あたかもその 2 件ともについてハラスメントが認められたかのような話で進行を私がしてしまいましたが、正しくはこの 2 件につきまして、確かに書面での報告はお受けしておりましたが、その後、慎重審査の結果、2 件ともハラスメントに該当しないということで最終的な決着をしておりますので、訂正しておわびいたします。申し訳ございませんでした。

日程第 2. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第 2、議案質疑を行います。議案審議に入らせていただきます。

議案第 14 号辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課、手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

議案書 11 ページをお願いいたします。

議案第 14 号辺地に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため「辺地総合整備計画」を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。令和 6 年 2 月 29 日提出。うきは市長高木典雄。

今年度で現行の計画が終了をすることから、次の計画を策定するものでございます。事前に配付しております辺地総合整備計画書をお開きください。

辺地とは、交通条件や自然条件などに恵まれない山間地等であり、うきは市では姫治地区の妹川、新川、田竈、小塩が該当します。事業費につきましては、辺地債の対象となり、そのうち 8 割が交付税で措置をされるものです。

1 ページをお開きください。

まず、妹川辺地でございます。檜ヶ平橋と元有橋の橋梁補修工事を計画しております。

次に、2 ページをお開きください。

新川辺地でございます。こちらは、栗木野橋の橋梁補修工事を計画しております。

続いて、3ページをお開きください。

田竈辺地でございます。森林セラピーロード等の補修やロード案内板の整備を計画しております。

次に、4ページをお開きください。

小塩辺地でございます。女子尾橋の橋梁補修設計と補修工事並びに大野原・小松堀線の測量設計と道路改良工事を計画しております。

次に、5ページが事業を行う場所を示した地図となっております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは総務産業常任委員会のほうに付託が予定されております。

厚生文教常任委員のみの質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。建設課、石井課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。よろしくお願いします。

議案書12ページをお願いいたします。

議案第15号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について、議会の議決を求める。
令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

御審議いただく認定路線につきましては、級、その他。路線番号、2009。路線名、春義線。
起点、浮羽町小塩字春義1127番1。終点、浮羽町小塩字春義1154番2。

議会の初日にお配りしております地図のほうを御覧いただきたいと思います。

5万分の1の地図になります。1ページにゼンリンの位置図を配置しております。今回の路線の認定につきましては、辺地計画に基づく小塩地区の春義集落付近の大野原・小松堀線の道路改良を行うものでございます。

資料の裏面、2ページを御覧いただければと思います。

認定をお願いする路線につきましては、緑色の路線になります。まず今回、水色の部分、工事延長160メートル、幅員7メートルを新たに道路改良しております。この新設した道路を既存の大野原・小松堀線とすることとしております。それに伴いまして、これまで大野原・小松堀線でありました赤い点線部分になります。新たに緑色の部分になりますが、市道春義線延長

200メートル、幅員5メートルとして市道認定をお願いするものでございます。

なお、大野原・小松堀線の改良につきましては、今後も小塩方面側からと山春方面側からと、両面から継続をして改良工事を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これも総務産業常任委員会のほうに予定されております。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号うきは市道路線の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。建設課、石井課長、どうぞ。

○建設課長（石井 太君） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第16号うきは市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について、議会の議決を求める。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

御審議いただきます路線の変更につきましては、級、その他。変更前、路線番号、150。路線名、元有・小坪線。起点、浮羽町妹川字元有3156番9。終点、浮羽町妹川字元有3494番。変更後、路線番号、150。路線名、元有・小坪線。起点、浮羽町妹川字元有3156番9。終点、浮羽町妹川字元有3537番1。

先ほどの資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

今回の路線の変更につきましては、妹川地区の元有集落内の市道元有・小坪線の道路延長に伴う路線の変更を行うものでございます。

裏面の4ページをお開きください。

今回の路線の変更は、県道八女香春線を起点として、調音の滝公園前を通ります市道元有・小坪線を延長したものでございます。赤い部分になります。延長区間は133.1メートル、幅員は5メートルでございます。変更前の終点付近の集落は迂回路もなく、また夏場は調音の滝公園への来場者が多く、起点付近の道路周辺が大変渋滞をし、日常生活に支障を来すような状況となっておりました。

今回、終点を県道八女香春線まで延長することで、緊急車両の通行や災害等が発生した場合でも道路の利用が可能になる予定でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号市有財産の貸付けについてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議案書14ページをお願いいたします。

議案第17号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

1、貸付けする財産の表示は、別紙「土地・建物一覧表」のとおりでございます。

2、貸付けの相手方は、うきは市吉井町18番地10、株式会社LERIRO、代表取締役、島川大輝。

3、貸付けの目的、閉校後の学校跡地を有効活用し、地域活性化を図るため。

4、貸付けの期間、契約締結の日から20年間。

15ページをお開きください。

貸し付ける土地の所在、地目、面積は、記載のとおりでございます。総面積は3万3,039平方メートルです。建物につきましては、渡り廊下や本館、体育館などで、それぞれの建築年や構造、階数、延べ床面積は、記載のとおりでございます。総面積は16ページにございます。1万3,695.54平方メートルとなります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、説明願います。

○市長（高木 典雄君） 私のほうからも補足説明をさせていただきたいと思います。

御案内のように、浮羽東高等学校跡地については、平成24年6月、福岡県から譲渡を受け、12年になろうとしております。跡地活用につきましては、これまで専門大学校の誘致であったり、病院及び看護学校の誘致、さらには住宅用地等としての売却公募も行うなど、様々な取組を行ってまいりましたが、成果を出すことができず大変申し訳なく思っているところであります。

そのような中、今後については、議会の中でも答弁させていただいてますように、住宅用地を基本として企業誘致も考える必要があると判断をしておりましたが、活用策がなかなか定まらない中、ルリーロ福岡からホームグラウンドとして活用させてほしいという要望を昨年受けたところであります。

議員御承知のように、ルリーロ福岡のリーグワン参入が決まりました。これから3,000人の観客を収容できるホーム試合会場が必要となってまいります。私としましては、浮羽東高等学

校跡地をルリー口福岡に無償貸付けをし、その活用を委ねたいと考えているところであります。

ルリー口福岡は、チームの設立から地域活性化に大いに貢献をされております。多くの選手がうきは市に移住して市内の事業所等で働くとともに、地域のイベントや講演会活動、さらにはスポーツ普及活動、浮羽究真館高等学校との連携など、スポーツの枠を超え、市の大きな課題であります地方創生の取組そのものに寄与されております。議員の皆様には大変御心配をおかけしているところでありますが、どうか御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは総務産業常任委員会に付託の予定であります。質疑はございませんか。佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤でございます。

まず、貸付期間でございます。20年ということですが、20年後というと、多分ここで審議をしている方々、何人かを除いてほとんどがうきは市の市政に携わっていないのではないかなというふうに思います。不摂生が過ぎる私なんか、下手するともうこの世にいないかもしれません。そのくらい長期にわたるものでございますから、これはもう無償貸与ではなくて、無償譲渡、ただあげるに近いものだということを申し上げておきますけども、貸与期間を20年とした、その根拠について、1点目、お伺いをいたします。

それから2点目に、東高跡地は、先ほど市長の御説明にありましたように、12年前に市が県から6,660万円ですか、大金を投じて購入したもので、市長が以前からおっしゃっておられるように、うきは市の貴重な財産でございます。その活用方法についてもこの10年あまり、先ほどおっしゃられたように様々な検討がなされ、議会でも議論になってまいりました。その貴重なうきは市の財産を限りなく譲渡に近い形で手放すことに対しては、私はいかなる理由があるとも議員として手放しで賛成はできません。

しかも、なぜこの3月議会なのでしょう。昨年9月議会において議決して、提案した子ども医療費の無償化、それから学校教育課長が6年度予算からだと言われた就学援助費、いずれも来年度予算には新たに計上はされておられません。予算委員会のほうで質問しようと思っておりますが、多分、骨格予算だからという答弁が返ってくるのだと思います。ほかの施策は骨格予算だからと来年度の予算には上げずに、なぜ無償譲渡に等しいこの議案だけ上程してきたのか、納得いく説明をお願いいたします。

それから3点目に、先ほど東高跡地は6,600万円余りで県から購入したうきは市の財産だと申し上げましたが、少なくとも購入した価格6,660万円で売却する、買ってもらうということではできないのでしょうか。それであれば、毎年固定資産税も入ってまいります。以前、私が質問したときに年間400万円ぐらいとの答弁がありましたが、売却資金プラス毎年入って

くる固定資産税で、少しでも子ども・子育て施策等の予算に回すこともできるのではないかなというふうに思っております。そういった検討はなされたのか、またこれからできないのか、その点について伺いをいたします。

3点、お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 一応4点、質問があったかなというふうに思ってますので、4点についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、貸付けの期間の関係でございます。今回、うきは市は土地を無償貸与して施設の整備、運営をルリーロ福岡が行っていくという形で進めていきたいというふうに考えております。こういった案件は、ほかにも先進事例がございます、例えば愛媛県の今治市、こちらのほうがJリーグの3部になりますけども、FC今治のほうで、というよりも、今治市のほうで里山スタジアム建設プロジェクトということで先進事例がございます。こちらの無償貸与の期間は30年間ということになっております。施設の的にもかなり大きな施設になりますので、そういった設備投資にかかる費用等も含めた貸付期間ということになっております。

一方、市内の状況を見ましても、うきは市にございますエバーガーデンうきはの貸付期間は15年間、あるいは若葉保育園の貸付期間は30年間というような設定もさせていただいております。そういったものを参考にしながら、議会の皆様にも不安に感じてあるようなところもありますので、マイナス要因も含めたところで、今回20年間という設定をさせていただいておるところでございます。

それから、貴重な財産で、なぜ手放すのかというような御質問だったと思いますけども、決して市は手放すというわけではありません。東高貸付けをしながら、このラグビータウンプロジェクトは、うきは市の活性化のために市としてぜひ必要な事業というふうに考えておりますので、ともにプロジェクトを進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、なぜ3月議会に上程をするのかというような質問でございますけども、このうきはラグビータウンプロジェクトは、令和4年6月に締結をさせていただきました。4者による連携協定に基づいて推進をしている事業でございます。令和5年度からはうきは市も係を設置して事業の推進を図っております。そういった意味では、本当にうきは市の貴重な地域活性化のための継続的な事業というふうに位置づけておるところでございます。

また、東高跡地の活用につきましても、可能であれば昨年12月議会に上程したいということで、11月の全員協議会で説明をさせていただきますとともに、そのことをもって12月の議会では一般質問等も行われまして、新聞記事にも掲載をされたところでございます。2月にも2回の全員協議会で説明をさせていただいております。これらを総合的に判断して、3月議会に上程

するに至ったところでございます。

それから、購入してもらいたいではないかというような御意見でございましたが、次のような理由から、市が所有したままのほうが好ましいというふうに考えております。

1つは、市が土地を貸しておりますので、今後、施設の整備を行うに当たっては市の承認が必要ということになってまいりますので、これによって一定の制限をかけることも可能になるというふうに考えております。

2点目は、市有地については、どうしてもやっぱり売却後も市民に市の責任を問われるようなことになってまいります。売却した場合に、もし仮にチームが撤退するなどなったときに、好ましくない転売が行われるようなことも可能性としてはあり得ます。そういったものも防止ができるというふうに思っております。何より、この東高跡地の活用については、うきは市のまちづくり事業というふうに考えておりますので、当然、市も関わっていくべきものだというふうに考えております。土地は市が所有していることのほうが好ましいというふうに判断をしておるところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 一定の回答をいただきました。

いずれにしろ、これは総務産業常任委員会への付託案件でございますから、今の質問、回答を踏まえた上で慎重審査をお願いしたいと思います。

質問を変えます。

東高跡地については、これまで使用されてきた硬式少年野球チーム浮羽ボーイズから今定例会、陳情書が出されております。私が委員長を務めております厚生文教常任委員会に付託されておりますが、市長の言動に関することも記載をされております。市長に委員会審査に来ていただくわけにもいかないでしょうから、この場で市長にお尋ねをいたしたいと思います。少し長いので割愛して読み上げます。

2023年12月31日、西日本新聞紙面において、東高跡地のルリーロ福岡へ無償貸与の記事を見て、市役所へ訪問し、契約のお話を伺ったところ、再契約、更新はしないと上から言われていると回答がありました。本来であれば、事前に私どもにお話があってもよいのではないのでしょうか。議案として提出されていないものが市民の知る前にメディアに公表されるということは、市民への印象操作として、うきは市が恣意的に動いているのでしょうか。

うきは市長がルリーロ福岡の選手たちの前で、ルリーロ福岡を全面的に支援する、野球なんてどこでもできると発言しておりますが、どういう意図なのか。物事の道理として筋道が違うのではないか。指導者たちはボランティアにて、野球を通じて心身の錬磨とスポーツマンシップを理

解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人としての基礎を養成し、次代を担う少年少女の健全育成を図ることを目的とし、中学生を指導しております。

ルリー口福岡に対する姿勢も重々理解はしておりますが、うきは市内において、約45年活動が続けております、浮羽ボーイズに対しても、スポーツを頑張る子供たちとして応援する姿勢を示していただきたいです。

ちなみに私の長男も浮羽ボーイズで3年間お世話になりました。今、26歳になりますけども、彼の人間形成を語る上で、浮羽ボーイズでの3年間は非常に重要な、貴重な時間だったと思っております。それぐらい厳しくも愛情ある指導をしていただきました。今も当時の指導者、それからチームには感謝をいたしております。そんな私ですから、この文面はおおむね共感できます。市長の発言については、又聞きということもありますし、真偽のほどは定かではありません。ただ、この陳情書の文面について市長はどう思われるか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、浮羽東高等学校跡地のグラウンドを利用されている方に対して配慮が足りなかったというのは、率直におわびを申し上げたいと思います。

その中で、「野球なんてどこでもできる」というような話は、これはもう天地神明に誓って、そんな発言をしたことは一切ありません。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 私のほうからも回答させてください。

陳情書の中身に、市が恣意的に動いたのかというような内容がございましたけども、決して市が新聞社のほうに働きかけをしたものではございません。その点、御理解をいただきたいと思います。

12月議会の一般質問で3人の議員の皆さんから東高に関する御質問がありましたので、それを御覧になった新聞記者のほうから取材があり、記事になったというものでありますので、市が働きかけを行ったということは一切ございません。

それから、物事の道理として筋道が違うというふうなことが言われてあるんですけども、グラウンドの使用に関しては、あくまでも遊休施設を跡地が決まるまで特例的にお貸しをするというような形で、使用許可という形で許可を出しているところです。令和元年、東高跡地、公募をかけましたけども、公募をかける前には浮羽ボーイズのほうに事情を説明して、跡地が決まれば使えなくなりますがということもきちんと説明をさせていただいた上で、浮羽ボーイズの了解をいただいたところです。その後も契約といいますか、使用許可は年度ごとに行っているんですけども、その中に条件として、跡地活用が決まれば年度途中でも許可を取り消すことがありますというようなことで条件を加えて許可をさせていただいているような状況がございます。

ただ、最初に市長もおわびしたように、本当に急な話になって申し訳ない部分がありますので、可能な限り、市が調整できる部分については調整してまいりたいというふうに思っておりますが、一方で、そういった事情があるということもきちんと議員の皆さんにも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 6番、佐藤議員。3回目です。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 今の公室長の答弁、一定理解できました。

ただ、ここにやはり、新聞記事ございます、12月31日のですね。読み上げます。

高木典雄市長は、これほど早くリーグワン参入が見えてくるとは思わなかった。高校生や少年ラグビーにも使える芝のグラウンドを整備できれば地域還元もできる。

あたかもこれ、もう対応が決まったような言い方をされております。私は、これは議会の議決案件なので、これを見て感じたことですよ、最初見て感じたことですよ。既成事実にかするような発言、これはいかがなものかというふうに思いました。感情論に聞こえるかもしれませんが、それに加えて、市長、先ほど冒頭、説明をいたしましたけど、あれ、自分で考えた文面ですか。市長公室長が考えたのを読み上げたのではないでしょうね。違いますよね。そこ辺はよく分かんないですけども、ただ、そういった不用意な発言に加えて、やはり一般質問でも指摘させていただきました。市長公室長に任せて、市長御自身の説明不足、これについては反論もあるかと思いますが、私はそう感じております。それが、私がもろ手を挙げて賛成できない理由の1つでもあるということを申し上げておきます。

私は6年間、議員を務めてきて、市長と接させていただく中で、私は市長の為政者として、そして人間的な部分、私は尊敬に値するというふうに思っております。今後も市政を担っていただきたい、そんなふうにも思っています。だからこそ、こういったところに多少耳の痛いことを言わなければならないということも御理解をいただきたいと思います。

以上です。とにかく総務産業の皆さんには慎重なる審査をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

1点目は、先ほどの佐藤議員とダブるところかもしれませんが、2月5日に20区のほうに説明に来ていただきました。その折、議員である私が知らない、例えば令和6年度にグラウンド整備を1億5,000万円ぐらいでやります。令和7年度に敷地内の整備を行います等々の説明があつて、はっきり言ってびっくりしました。これは最低限、全協で知らせた上での地元説明会ではなかったかなと思っておりますが、その辺の手順がいかがであったのか、どのように考えてあ

るのかを1点お尋ねいたします。

それから2点目は、全くダブるんですけども、ボーイズが使っているということは、契約書にいろいろ書いてあったかもしれませんが、使用者の優先権があるんじゃないかなと思いますが、その点は弁護士等と話されて確認されたのでしょうか。子供たちが日曜日を中心に元気にやっている声は我が家にも聞こえるんですけど、あまりにも一方的な手だてで、しかも陳情書が出るということであれば、何かその辺はもう少し丁寧にすべきであったと思いますし、法的な問題がないのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 20区との説明会、2月5日にさせていただいたところなんですけども、質問のやり取りの中で、今年度はグラウンド整備にとどまるというような話はさせていただいたと思うんですけど、それほど詳しい話をさせていただいた認識はございません。何か議会軽視になるような説明をしたとは私は感じていないところでございます。

それから、2点目の浮羽ボーイズとの今の使用の許可は、今年の3月31日までです。それを今後、更新ができないということで、浮羽ボーイズとは話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 20区のほうからも速記録みたいなのを頂きました。それから、係のほうにも速記録の提出を求めたんですけど、まだできていないということですので、確認をしていただきたいと思いますけれども、あまりにも詳しい内容だったので、議員である私もびっくりしたので質問したところです。

それから2点目は、3月31日までの期限というのは、一般的に年度が替われば新しい形というふうになると思いますが、私の質問は使用の優先権はないのか。それは弁護士等に確認されたのかという質問ですので、弁護士との確認が取れたのか。

そして最後に、ボーイズとの話は、11月頃の最初の全協でやったときに、ボーイズとの話は済んでますみたいな感じだったんですけど、今回、陳情書が出たということになるとよく分かりませんので、ボーイズとの、この3月31日でもう打ち切りますという話はいつからされて、現状はどのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 20区との会議の概要については、市が作成したのもも区長にお送りさせていただいておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

それから、優先権について弁護士に相談をしたのかということなんですけども、弁護士に相談

をするような案件ではないというふうに考えております。

浮羽ボーイズと協議をさせていただいたのは、2月6日でございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 陳情の中身について、市の見解を説明させていただきました。

（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ボーイズと2月6日に協議されたということですが、やっぱりこれ、11月に当初、全協で説明があったとすれば、そのときからスタートすべきではなかったかなと思いますし、2月6日のボーイズとの協議内容、ボーイズが了解されたのかどうか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 11月に議会に説明させていただいて、仮に12月議会に上程ができるようであったならば、その時点で話しておったと思いますけど、なかなか難しい状況でしたので、その時点で話すのは好ましくないなというふうに私が判断をしたところです。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 市長の説明がなぜ今か。なぜ今、市長が説明するのか。

これ、後で言いますけど、結局、市長が説明したように、最初、看護学校、医師会がするというのを目的でやって、なかなか医師会から断られ、その次は住宅、アパート向けということで、私も2件ほど東京からの問合せ、紹介したことがあります。いろいろ進めておりました。それに住宅は資生堂ができたり、工業団地ができれば、市外からの人に住んでいただくのが目的で住宅をとということで進めておりました。なぜそこを市長は職員と一緒に用途をぽんっと変えられるのか。議会、1つも知りませんよ。が、1つ。

それと、さっき竹永議員が言っていましたように、19、20区、竹重区ですか、あそこ、東校の西側の件だと思いますけど、これ、私が議員になって数年ですから、6年前後たっておると思いますけど、地元の人から集会所として使わせてもらえないかと相談を受けたことがあります。そこで見に行って、総務産業で行ったと思います。2回行って、新しかったけど、これ、強度もあって、耐震もあって、大丈夫だろうということで、市長にたしか、委員会か議会か分かりませんが、お願いした経緯があると思います。市長は何と言って断ったか覚えてますか。莫大な電気の費用をのかすとかどうか分かりませんが、莫大な費用がかかるから駄目ですよ断ったんですよ。今、物価高騰でまだ高くなってると思いますよ。それを簡単に、また今度はラグビーと含めてでしょうけど、貸すのは私は賛成ですよ。でも、ひょこっとそういうのに勝手にそう簡

単に変えられるのかなと、それが2つ。

3つ目が、市長、さっき言いましたように、説明、1回もしてません。11月に代表と市長公室長が説明に上がりました。東高跡地を利用すると。そのときはほとんどの議員が納得いかない回答で、東高ありきじゃないかと、第2、第3の代案を持ってこんとおかしいじゃないかと、財務状況をということで議員からあって、それが多分、市長公室長が言った12月議会か、全協か、そこで財務状況を報告したと思います。そこでも第2、第3の代案は出なかったですね。そしてそのとき、ある議員が、市長は何で一遍も説明に来ないのか、おかしいんじゃないかという意見が出たと思います。そして、この3月、議案が出たんです。2月2日も審議したかな。（発言する者あり）ですね。（発言する者あり）それ、私、多分言おうち思いよったけん、考えとりました。

大体ですね、議長も知っとると思いますけど、全員協議会で議案は審議しないようになってるんです、中身は。市長も知ってると思いますけど、私、何遍も止めたけど、悠々と審議してたでしょう。事前審査しないようになってるということは分かってるじゃないですか。そこで出てきたという話、説明に来たんじゃないです。ただほかのがあったけん、別件で上がってきたんでしょう。だから市長は1回も質問してませんよ、審議を。そいけん、私は1回も質問を市長にしたことはありません。何が言いたいかと、市長はそんなに審議もしないで3月議会に出して、私には半分議員がついてるから、もう議会軽視で何とも関係ないと思ってしてるんですか。これ、議決があるんですよ。おかしいでしょう、1回も審議もしないで出して。そのこのとこ、3点、市長にお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず1点は、先ほどもちょっと御説明させていただいたように、もともとずっと議会のほうに直前まで浮羽東高等学校跡地の活用については、住宅用地を基本として、企業誘致も考える必要があるということでずっと説明してた間に、急にルリー口福岡ということで、皆さんが驚かれ、私の不信感につながってるんじゃないかと、このように思います。

これは先ほど佐藤議員、12月31日の大みそかの西日本新聞にも私がコメントしたんですが、もう正直な話のコメントが、とにかくこれだけ早くリーグワンに参入するとは思ってなかったということでもあります。当然、二、三年の期間がかかるんじゃないかというふうに私自身が認識していたところに、根本的な大きな錯誤が出てきたんじゃないかなと、このように思います。

それから、これだけ大きな話なのになかなか市長が前面に出て来ないという不信感については、率直にこれは私の不徳のいたすところということで深くおわびを申し上げます。そういう声を聞いて、今年の2月の全員協議会は議会のほうの、私の声が聞こえないからという御要望もありましたので、あえてあの場に出させていただいて、御説明をさせていただいたところであります。

いきなり審議というか、まさに熊懷議員が言うように、事前審議はできないわけですから、今、私のほうが上程させていただいたんですから、今からの審議だろうと思うんですが、まさに事前審議はできない話なんです、私の考えが全然見えないということもありまして、全員協議会の中で御説明をさせていただいたところであります。

○議長（江藤 芳光君） どうぞ。（発言する者あり）いや、熊懷議員が言うた意図は大体大まかに認識しますが。（発言する者あり）あそこの集会所の話ですか。そのときの時点の話。（発言する者あり）市長公室長、どうぞ。（発言する者あり）

○市長公室長（中野昭一郎君） いや、東高跡地の中にある多目的ホール、一番新しい建物のことですか。（発言する者あり）東高自体は基本的にもう、一部電気は、警備の関係で入れてますけど、大きな電力は使わないような形でもう電気止めてますので、（発言する者あり）避難所としては使えないということをもう20区にはこれまでずっと説明させてきていただいていますし、いざとなったときには、もう多目的ホールが使えるように、今も鍵はお貸ししてるような状況がございます。

今回御説明に行った中でも、ぜひそういう場所を確保してほしいというようなことがありましたので、そこはルリー口福岡があの施設をどんな形で使うかもまだはっきりしてませんので、もし施設を扱うようなときには、そういった要望に応えられるようにぜひ調整をしていってほしいというようなことはお伝えをしているところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 何か言っても、市長は知らんふりしよるけ、はっきり言いましょう。

結局、市長公室長が今、説明したように、私もあのときは、東高ですから動力の大きい電気設備をしてると思います。それで市長は解体するのに莫大な費用がかかると言ったのは、私、理解しております。動力ですから。私が言ったのが、今、市長公室長が言いましたように、100ボルトをひけばいいじゃないですかと、何でそこで莫大な費用がかかるんですかまで質問しましたよ。そしたら、それは1つも受け入れずに、莫大な費用がかかるだけで断ったんですよ。そいけん、今、市長公室長が言うことはよく分かります、私もそういう質問しましたから。100ボルトひけば、集会所をされますから。市民の皆さんもそういうことを要望してましたから。

それは忘れてるなら忘れてるでいいんですけど、要望があったことぐらい覚えちよるでしょう。だから何で簡単にラグビーとひっつけて、応援団のようにここに持ってきてするんですかと。それを聞きたいと。

もう一つは、浮羽ボーイズ。私も、この文を見て、私たちの気持ちをよく書いてると思います、

これ。多分ボーイズの人たちは一生懸命になってるんでしょう。11月の全協が何かでボーイズはどうするんですかって、多分、市長公室長に聞いたことを私、覚えてます、ほかの人が。そしてたら市長公室長はそのときは、年次契約、1年契約ですから大丈夫ですと言いました。その後はもうその件について話してないと思いますけど。だから、もう多分断ることだったんだろうと思います。

佐藤議員が言うのと、私たちが言うのは、これは確かに年次契約、1年契約ですから、もうしませんと言えば、多分それでいいんでしょう。多分ですよ。でも、契約で企業誘致が決まったら断りますとか、どうこう、それは分かります。私も東高跡地は企業誘致、応援してましたから。ただ、企業誘致やなしに、市長が職員と一緒に頑張って応援しますというて、ラグビーを、新聞にも載せて、議員とは協議してます。してませんよ。新聞にもコラム載せてあったでしょう。

何が言いたいかって、市長も高木議員が一般質問でしたとき、子育てに頑張ってますと、中学生が野球一生懸命頑張ってるのをぼんと蹴って、言うたか言うてないか分かりませんが、どこでも野球するところあると。市長は硬式と軟式やら野球知ってますか。分かんないでしょう。硬式野球というのは、そんなにどこでも場所ないですよ。何が言いたいかっていったら、これはもう貸したほうですから、私、どうこう言いませんけど、だったら、市長が決定する頃には、貸している以上、中学生に対してちゃんと説明して、代替地をするなり、納得してもらってせんと、企業の貸し借りじゃないですよ。中学生をボランティアで指導している人たちに対して、契約上は大丈夫でしょうけど、私は、これは失礼だと思います。こういうことでラグビーを応援しても、なかなか今度は、皆さん応援してる人もちょっとは変わってくるんじゃないですか。私もラグビーがいかんと言っておりません。もう、それは賛成して応援したいと思います。でも、こういうやり方は私はおかしいと思います。市長、そこんところ、お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどからお話をしていますように、浮羽東高等学校の跡地を利用されてる方に対する配慮が足らなかったことは、深くおわびを申し上げる次第であります。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） もうぜひ御理解いただきたいのは、野球よりもラグビーを優先してるとか、そういう考えは全くございません。このルリーロ福岡の活動をこの2年間、議員の皆さんも見てこられたと思うんですけども、市の活性化にどれだけ貢献してきたか、また、これからもどれだけ貢献する可能性があるのか、そういったことを含めて、私たちは今、東高の跡地をルリーロ福岡に委ねたいということで御提案を申し上げております。まちづくりだというふうに思っております。スポーツの枠にとどまる話ではないということをぜひ御理解していただきたいと思っております。事実、多くの選手がうきは市に移住をしてこられ、家族も含め仕事も市内の

企業等を中心に新たにうきは市の従業員の確保にもつながっている、そういったメリットがあるということをぜひ認識していただきたいと思ってます。

これ、うきは市だけの取組にとどまらず、筑後市内の市町にどんどん広がってるんです、協賛の声が。それは連携協定をルリーロ福岡が結んでることで、皆さんも感じてあると思うんですけど、本当に地域づくりとして期待をされているということをぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、浮羽ボーイズには本当にお話が遅くなって申し訳なかったと思うんですけど、これも1つ認識していただきたいのは、東高跡地は体育施設として借用しているわけではございません。もうあくまでも遊休地として一時的な貸付け、それがずっと続いてきたので、今、浮羽ボーイズは専用グラウンドというような形で使用ができていますが、それはもう企業誘致であっても、そこはもうどこか別の場所を探していただかないといけないということなので、そこもぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。3回目。

○議員（9番 熊懷 和明君） 市長公室長がやんわりと言いよるのは大体分かります。でも、企業誘致ならボーイズは多分納得しますよ。議会、市、一緒に企業誘致をやってるの知ってますから。

ただ、言うのは立派ですけど、ラグビーを急に、リーグワンなったけんでどうこうってして、協賛が多い。私も市民の人にはいろいろ聞いて回りましたよ、こういうことを言うことに対しては。協賛した人たちにも聞きました。あなたたち、ラグビー応援してるんでしょうち、野球をされなくなるばってん、どう思いますかって。いや、協賛してます。協賛してます言うけん、そうですかって、協賛はしてます、でも私は野球してましたち、息子も野球してました、応援は野球ですよって。これ、大体、今日言いたくなかったんですけど、ラグビーしている人に失礼ですから。でも、協賛協賛って、あなたたちは言いますけど、それはラグビーで協賛、応援してますよ言いよるけど、野球は野球で応援してるんですよ。だから市長があまりのめり込んでラグビー、ラグビー、リーグワンとか言わずに、ちゃんとした方向性で進めんと、立ち止まって1年延ばしてぐらいで進めんと、信頼ないですよ。まず議員の信頼もない。説明のないまま審議していただいて、賛成賛成、これじゃあ議員は要らんですもん。私、何のために議員になったかち、やっぱり皆さん信用せんめばってん、私は市民のためにどう役立つかで執行部と、悪いときは悪い、いいときはいいで、そのつもりで志は持っておりますから、審議のしないまま野球のほうはまだ終わってない、それで賛成って、私は議員としてできません。

以上、質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野義信です。

東高跡地につきましては、私も質問の中で何回か申し上げたことがあります、あそこを企業誘致して、そして資生堂とかの問題もありましたから、できるだけあそこに住宅なりを建てて、そして人口をうきは市としては増やしていく方法はないかというようなことを申し上げておったわけですが、その中で特に川の氾濫の関係がありましたから、そいけん、ちょっといましばらくはできんというようなことをそのときに聞いておりました。

それで今、議員3名の方がいろいろ言われましたから、もう私からは簡単に質問をしたいと思えますけれども、どうもこの前、代表の島川氏ですか、来てから話は聞きました。やっぱり夢のような話であったというふうに思えますけれども、うきは市が人口減になっておりますから、その中でどういうふうに人口増を進めていくかというような、やっぱり具体的な話もしてもらいたかった。してもらいたかったというのは、これは市のほうがすべきでしょうけれども。今の人口を、そのことによってどれぐらい増やすのか、そういった目標も私は出してほしかったなというふうに思います。

今、市長の話がいろいろ出ておりますけれども、市長についても、こういった大きな問題ですから、もう少し具体的に、やっぱり議員に説明をしてもらいたかったというふうに私は思います。何か議会というものを、全く私から見れば無視したような感じを受けるわけです。全協の中辺りでもこの問題につきましては、やっぱりもっと報告してもらいたかったというふうに私は思います。

先ほどから出ておりますように、議会軽視で私はあるというふうに思っておりますが、もう少し浮羽ボーイズのほうにも今まで、体育施設ではないと、だからいつでも切れるというようなことで話をされておりますけれども、私は、ボーイズも——中学生ですか、一生懸命野球をやっておりますから、例えば市のほうとしても場所については一緒になって探して、やっぱりここを利用してくださいというようなこと辺りもやるべきじゃなかったかなというふうに私は思います。

それで今のままでいったら、練習がなかなかできないと、練習がですね。これから先、プロ野球選手が出るかもしれんとですよ。一生懸命になって中学生が練習をしておりますから、そういったこともやっぱり考えていただいて、練習場所につきましては市のほうが音頭を取って、野球場があるわけですから、両方で話をしなさいと、代表者でというようなことを話は、私はできないというふうに思いますから、それは市がリードを取って、ボーイズにつきましても練習はされるようにやっぱりしていけないかんのじゃないかなと。しかもそれがずっとということではなくして、急にあれしてるから、ボーイズの話のことを聞きますと、やっぱりもう少し、半年でも1年でも期間があつたらよかったというふうにも言われておりますから、もう少しそこら辺の配

慮を市としてはやるべきじゃなかったかなというふうに私は思います。

そいけん、私が言いたいのは、1つは人口増につきまして、うきは市がこのラグビーについて、こういうふうなことで全体的にはこういうふうにある程度人口が増やすようなことを考えたいということなり、あと、ボーイズの関係の練習場所につきましても、今まで10年ぐらい長く貸しておるわけですから、いや、もう3月31日で終わりですよというようなことじゃなくして、そこら辺が民間と違うとやないかなと。民間企業ならばそういうことでやむを得んというふうに思いますけれども、ボーイズのほうも中学生が一生懸命やられておるんですから、やっぱりそこの中に入って納得いくようなことで説明をしていくべきじゃなかったかなというふうに思うところですので、その人口の問題と、あとはボーイズの関係の練習場所、そういったものについても中に入っていて、監督同士で話をしなさいっていったってなかなかできんと思いますので、そこら辺について、どういうふうに今後考えておるのか、そこら辺のところ2つをお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず私のほうから、今、ルリー口福岡の取組は、市長公室長のほうからも再三説明があつて、議員の皆さん、御理解されてると思うんですが、去年、おとし、4月に発足したときは選手が3人しかいませんでした。今シーズンは48名、そして48名のうち8割は、うきは市を中心とする26事業所で勤務をしていただいております。

事業所の方からも今の人手不足の中で非常に喜ばれている、そしてまた、以前、議会でもお話ししたように、大川に勤務されてる方もうきはに住みながら大川に通ってる方もいるぐらい、うきはに定着をしております。これもまさに人口減少に歯止めがかからないうきは市にとっては、ルリー口の活動そのものが地域経済に大きく貢献をしてるということ。それから様々なボランティア活動、昨年7月10日のときにも流川の農業用水路にたまった土砂を、本当に懸命に撤去して、地元流川の方がすごい感銘を受けたという話をさせていただきましたが、そういうことをはじめ、様々なボランティアをされております。

私が一番感心してるのは、将来、うきはを担う子供たちの触れ合い事業です。どうしても今、うきはの小・中学校の教育上の問題は、子供たちの生きる力というか、社会を生き抜く力の中の一環として、自尊感情が低い、あるいは自己肯定感が低いという大きな課題があります。分かりやすく言うと、大きくなったら何になるんだという夢を持って、夢に向かってチャレンジする、そういう子供が少なくなってるのが大きな課題なんです。それをまさに今、中野議員、夢みたいな話というような御表現もありましたが、まさに彼らは目の前の夢を幾つも持って、一つ一つクリアしながら頑張っている、その背中を、将来を担ううきはの小・中学生が見てる、これはすごいことだと思うんです。もう完全にスポーツの域を外れた、もうまさに地域おこしそのもの、

地方創生そのものだということをぜひ御理解いただきたいと。

私が心配するのは、今、一つ一つ階段を上って、ルリー口福岡の皆さんが頑張ってるんですが、その思い、士気をくじくことなく頑張っていただく、このうきはを拠点として今、地域密着チームで、全国からも注目されてるラグビー社会人チームでありますので、何としてもそこに地元として理解を示したい。これがなかなかできなくなると、当然、拠点を変えるという話にもつながっていくのではないかなと、そういうことも危惧しておりますので、今まで私自身がなかなか前面に出てこなくて説明しなかったという問題とか、浮羽東高等学校の跡地利活用について、要するに急展開な御提案で、非常に皆さんが不信を持ってるということは十二分に承知をしているんですが、そういうルリー口福岡の頑張りも御理解いただければと、こう思う次第であります。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 浮羽ボーイズの関係なんですけども、東高が使えなくなる代替案を市が検討すべきだというのは、ちょっと違うのかなというふうに私は捉えております。ただ、でき得ることは調整をさせていただきたいというふうに思っております。

その1つは、まず浮羽究真館高校には御相談をさせていただいて、浮羽究真館高校が使わない場合に限りですけど、事前に浮羽究真館高校の野球部監督と調整をした上でグラウンドの利用ができるようにということは相談をさせていただいてるところです。

それから、スポーツアイランドの野球場についても、浮羽ボーイズも体協の野球部に所属しておりますので、優先的な利用が可能な状況は今でもございます。ですので、平日のナイターは浮羽ボーイズも使っていただいているというような状況です。野球部の中で浮羽ボーイズだけを特別に取り扱うというのは難しいとは思いますが、ソフト場もあります、野球場もありますので、そういったところで野球部との調整の中に生涯学習課が可能な限り入りますというようなことも対応させていただくようにしているところです。

あと、ルリー口福岡には、令和6年4月から貸付けを行いたいと思ってますけど、数か月の間はルリー口福岡にも、ぜひ浮羽ボーイズが使えるように調整をできないかというようなことは、そこが何か月になるか分かりませんが、調整をさせていただいているようなところでございます。

それが市としてできることではないかなというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 市長が言うように、いろいろうきは市のためにラグビーの方々が協力いただいておりますことは分かるわけですよ。それは分かりますけれども、やっぱりそこら辺のところにつきましては、もう少し、ラグビー部が4月1日から絶対ということではないですから、話合いでもう少し、今、市長公室長がいろいろ考えとるというふうに言われましたけれども

例えば半年なり、何か月なり、やっぱりボーイズのほうも場所がないというなら、そこら辺のところは中に入って配慮すべきであるというふうに私は思いますよ。

それは先ほども言いましたように、一般企業ならいいですよ。そうばってんが、うきは市としてはそこら辺の、もう少し配慮しながら、もう4月から先も練習やら入れとったということも何か聞いておりますので、やっぱり十分考慮しながら、浮羽ボーイズのほうも利用できるように持っていかなといかんとやないですかねというふうに私はと思いますが。そういうふうなことで、特に配慮をお願いし、納得のいくように話をしていただきたいなというふうに思うところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

私は、ちょっと別の観点から質問したいというふうに思っております。

実は前の全員協議会の中で、中野市長公室長並びに島川代表が見えられまして、仮想という形になるかと思えますけど、うきはガーデンパークという構想の説明がなされました。そのときにも権藤議員のほうから質問が出たかとは思うんですけど、やっぱりこのうきはガーデンパーク、この構想について、市はどう関わっていくのかという話は全くそのとき聞かれませんでした。本来であれば、うきはガーデンパーク、これを市のほうが計画をして、そしてルリーロ福岡等と一緒にやっていくという提案であれば、私はまず大賛成したいとは思っているんですけど、結局、土地を貸すだけで、このうきはガーデンパークについては、もうルリーロ福岡におんぶにだっこじゃないですけど、あとは知りませんよという形でしか、今までの説明を聞いてても感じられません。

だから今後、うきはガーデンパーク構想に対して市はどのように関わっていくのか、その辺のところを、総務産業常任委員会のほうに付託されてる案件ではありますけど、やっぱりそういつ中ではきちんと説明をしていただきたいなというふうに思っております。極端な話をすれば、例えばグラウンドの整備を急ぐのであれば、そこはルリーロが整備するけど、この前、見せていただきました建物であるとか、周りに遊園地を作ったりとか、そういった構想が間に合わせでつくった構想なのか、それとも真剣に考えた上での構想なのか、そういったところが市がどう関わっていくのか、周りの整備については市がするのかというふうなところまで含めて、きちんとした市のビジョン、これをやっぱり示すべきではないかなというふうに考えております。

それとこの構想に対する事業内容の全体イメージの中で、資金計画といいますが、10億円、そして建物を崩したりするのが約5億円という形で、15億円の予算というふうな形で、この前、お示しがありましたけど、果たしてそういった計算についてもきちんと1回見積り等も含めて出されたものなのか、そんないいかげんな予算の中で、市としてはもうそれを認めていくのかとい

うのがどうもやっぱり私のほうとしても疑問に思えてなりません。

この東高跡地を用地の管理も含めて指定管理するというふうに例えば考えた場合、指定管理の条例の中には施設の事業計画書、これを出すようになっておりますし、2点目には管理に係る収支計算書、これも出さなければなりません。3点目として、団体の経営及び資金、そういった説明も指定管理の場合は、それを管理する団体の資金計画等も出さなければなりません。

今回のこのうきはガーデンパーク、この計画、そういったところまで市はルリー口福岡のほうときちんと詰めて、そして今回の提案なのか。そういったところが、ただリーグワンに上がった、おめでとうという御褒美じゃないですけど、そういった感覚で言ってるんじゃないかなという気がしてなりません。だから、もう少しその辺をきちんと総務産業常任委員会なりで協議する際には示さないことには、総務産業常任委員会の方たちもなかなか話が進められないんじゃないかなという気がしております。だから、やっぱり市として、この計画をどう進めていくのかというのをもう少し具体的に説明すべきではないかと思いますけど、その辺のところを答弁お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員が御指摘のように、市が関与して、市が施設を整備するようなことを計画したときに、今、とても議会の中で理解が得られるというふうには、私は考えておりません。

そういう中でルリー口福岡に対しては、そういう状況であるので、市ができる最大限のことは、もう土地を無償で貸すことぐらいですよという話からスタートしたところです。それでもルリー口福岡は、もう自分たちのためということもありますけど、うきは市のためにやりたいんだというふうに言ってくれました。

確かに前回の構想は、皆さん方にとって夢物語のように聞こえたかもしれませんが、もうそもそもこの地で社会人のチームをつくること、リーグワンに上がることに、これ自体が夢物語だと私は思っていました。それを可能にしてきた彼らです。十分、皆さんも2年間見てきたはずなので、そこを御理解いただけるんじゃないかなと私は期待をしているところです。

資金計画については、ルリー口福岡も単独でやれるわけではありません。賛同する企業と特定目的会社をつくるような計画を持って、そこに賛同する企業も多くあるということを確認しております。企業にとっても今、本当に社会貢献活動というのが問われていると思います。そういった意味で企業は利益を追求するだけではなく、何とか社会に貢献することを求められている中で、この取組って本当に企業からも注目をされてます。賛同を得てます。いろんな方が、著名な方も含めて、協力したいというようなことを言っております。そこにぜひ可能性を見いだしていただけないかなというふうに思っております。

細かい数字を積み上げるのはなかなか難しいです。ただ、ルリーロ福岡としてはグラウンドを整備していく土地をまず確保する、確保することによって、そういった企業の声を確かなものにしていけるという状況にあると思いますので、何としてもこの3月議会でぜひ皆様の御理解をいただきたいというふうに考えておるところです。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 今の説明で一定程度のところは理解はできたものと思いますけど、今言いましたように、確かに企業は今、地域貢献ということできいろいろ賛同されていると。でも、実際問題として、これだけのことをするというのであれば、今現在、どれだけの企業が、じゃあ賛同しているのか、どれだけの資金があるのかというふうなことを含めて、きちんと総務産業常任委員会で協議する際には示していかないと、口で言っても全然見えてこない、ましてや今のルリーロの選手のほとんどがコカ・コーラであるとか、サニックスですか、そちらのほうで、結局、企業が手を引いてるという現実なんですよ。企業が手を引いて廃部したからこそ、その選手たちがまたこちらのほうの考えに賛同してどんどん集まってきたという、そういった経緯もあるわけですよ。

だから、そういったことを考えたときに、今言うように、新たな運営組織の会社をつくるとか、そういうふうな話もありますけど、もっとそういうところをきちんと市として、そういった会社に対して市がどのように関わっていくのか、うきはガーデンパークを市が提案したら議会のほうが反対するだろうと言われましたけど、内容によっては、うきは市は今、児童公園もないし、子供たちがゆっくり遊べる場所がないというふうな話もあるし、そういった計画のよしあしによっては何も闇雲に反対するということはないと思います。ただ、だからうきはガーデンパークのこの部分は市でどうしても子供たちのためにやりたいとか、そういう関わりというか、そういったものが全く見えてこない、そして、ここをどんなふうなイメージで今後、将来、5年、10年先に利用していくのかというふうな、何の構想が、今の段階の説明の中では見えてこない。そういったことで、議会としてただ単に賛成していいのかなというのが一番あるかと思います。だからやっぱりそういったところをもう少しきちんと説明をしてもらえるように、ここで今すぐじゃなくてもいいですけど、総務産業常任委員会等で議論する場合にはぜひともそういったところの議論もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。答弁はいいです。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

私は、浮羽ボーイズの保護者の中に、ちょうど同じ世代の保護者の方がおられますので、この案件については御相談をこの1月から受けてまいりました。陳情につきましては、厚生文教常任

委員会のほうで取り扱わせていただけるということですので、こちらについてはこの場では質問のほうは差し控えさせていただくとしまして、ルリーロ福岡の今、執行部のほうからお話をされていた中で、幾つか確認をさせていただきたい点がございますので、そちらについて質問をさせていただきたいと思います。

やはり市民の皆様も全員協議会の中身については、こういったユーチューブなどで御覧いただく形に現在なっておりませんので、そのときにお伺いした内容についても多少重なってくるかと思うんですけれども、市民の皆さんに丁寧に御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、ルリーロ福岡が活動を契機に移住者の方がうきは市のほうにも来ていただいているということでしたので、選手本人、それと関係者、御家族の方々、こういったところで人数をぜひ数字としてお示しをいただきたいと思います。

それと市内の企業、事業所へ常用で就労されている人数、こちらも併せてお示してください。

スポーツ観光ですとか、地域おこし、地域創生という観点からお話をされていたかと思います。これはもう11月の全協の中でもお伺いしておりましたので、再度お尋ねをいたしますが、大体概算とかを出すに当たって、広告単価、イベント出演単価、概算用のおおよその単価があると思いますけれど、そういったところで、ぜひ試算を出してくださいというように秋の段階でお願いしていたんですが、それから、こういった試算のほうはしていただいておりますでしょうか。

ラグビータウンプロジェクトが実際、係として立ち上がって、浮羽究真館高校のほうのラグビー部員もあれだけ大勢いる。ルリーロ福岡にも選手関係者の方々が大勢いる。これは我々市民も当然分かってますし、彼らがこのうきは市というフィールドの中で物すごく地域貢献をしてくださっている、特に雨の被害のときですとか、お祭りのときとかにもすごくボランティアとして関わってくださっていたりもしていますので、そういったものも見ておりますので、それに対してはすごく応援をしたいなという気持ちも持ちつつも、これは市の、すごく大事な財産だというふうにやっぱり考えると、数字的なところをきちんと御提示いただくというのは非常に大事なことだと思いますので、ぜひ御提示をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 移住者については、うきは市内に居住している選手、スタッフが21名、家族を含めると正確な数字は聞いておりませんが、30名を超えるということを聞いております。

それから、市内事業所だけの従事者数は確認ができておりませんが、筑後地域で26人の筑後市内の事業所に勤務をされているというような状況です。

それから、効果ですよ、経済効果。なかなか自分たちで出すすべがなく、ルリーロ福岡にも協力しているようなコンサルティング会社にも相談させていただいたんですけど、グラウンドができた分も含めて見積りを出してもらおうと1,000万円近い金額になってしまいましたので、そこはちょっとお願いするのは遠慮しておりますので、具体的な数字というのは持ち合わせておりません。

ただ、今までの試合を見ておりまして多くの方がやっぱり観戦に来られてあります。関係人口という面でも本当に期待ができるんじゃないかなというふうには思っているところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） それでは、その関係人口という部分において、お尋ねをいたしたいと思います。

1試合当たりの平均の観客数、こちらを教えてくださいたいのと、もう新聞などで公式戦のときのホームグラウンド的な扱いは久留米のほうでというふうに記載がございましたけれども、そうすると、うきはでやる場合は、あくまで例えば練習試合であるとか、何かそういった関係の試合なのかなというふうに受け取ったんですが、そういった場合の受入れ可能だというふうに今現在、試算している、その観客数であるとか、そういったところについて何か数字的なものは持ち合わせていらっしゃいますか。

もしもそういったところがまだきちんと整っていない、市として、ルリーロが希望的観測で出してこられている数字に対する肉づけがまだされていないということであれば、ちょっとそれは個人的にはどうなのかなというふうな受け取りをするんですが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） これまで2年間の延べ観客数が7,500人ということです。久留米の陸上競技場で行われた正式な試合が中止になって、紅白戦みたいな形で行ったときには、1試合で1,000人の方が御覧になられたというふうなことを聞いております。

また今度、リーグワンに上がっていきますと、衛星放送等でも映像が流れるようなことになってまいりますので、より多くの方が見る機会ができてくるのではないかなというふうに思います。

それから、リーグワンに上がってからの当面の公式戦は、やはり久留米の陸上競技場になるのかなというふうに思っております。ただ、グラウンド整備をしていくに当たって、まずは仮設の観客席的なものを作りますが、そこはこれから人数的なものは詰めていくと思いますが、将来的に、先日、構想でお示しした中では、多目的施設等を建設していくようになりますので、その際には観客席も併せて、再度、検討するようなことになると思っておりますし、3,000人収容できて、公式戦ができるような施設を目指すことを計画しているところです。

○議長（江藤 芳光君） 1 番、榑藤議員、最後になりますが、できるだけ短くお願いします。

○議員（1 番 榑藤 英樹君） はい。1 番、榑藤です。

厚生文教常任委員、7 人全員、私で最後になるかと思しますので、議員の皆さんのお話を聞いて、あと市長や市長公室長の答弁も聞いていて思ったのが、もう本当、3 点に尽きると思っていて、1 点目は、冒頭から市長も謝罪の言葉から始まったんですが、やはり議論をするのに少し時間が足りなかった、急な提案な部分がちょっとあったのかなというところで、その点について、ボーイズの件もしかりなんですが、そこで少し戸惑いを感じてらっしゃる議員の皆さんが何名かいらっしゃったのかなというふうに感じました。

2 点目が、先ほども野鶴議員や高木議員のお話にもあるところなんですが、圧倒的に市としての説明が不足している部分が、議員の皆さんの理解がなかなか進まない部分ではないのかなというふうに思っております。

過去にルリーロに関しては、私自身は2回、一般質問をさせていただきましたし、こういった提案がある際には、都度、様々な発言をさせていただいてる中で、過去にもルリーロがもたらす経済効果の試算、多少お金がかかっても、今後、こういった案件がいろいろ出てくると思うので、そういったときのために、こういうときこそお金を使ってでもきちんとした数字を持ち合わせて、論拠の1つとして用意しておくべきではないかというようなことをたしか話したと思うんですが、まさに今回のような提案の中でそういったものがあれば、一定皆さん、納得する材料の1つになったのではないかなというふうに思っています。

なので、今後、総務産業常任委員会のほうに付託されて、もう委員会が明日とかあさってとかの話になると思うので、なかなか一晩、二晩で用意できるものではないとは思いますが、先ほど野鶴議員や高木議員から挙げたような質問で、ルリーロともお話をされた上で、具体的に分かるような情報だとか、でき得れば数字的なものがあれば、総務産業常任委員会の委員の皆さんにお示しをいただきながら、今回の提案がいかにより本市にとって経済的にも、あと本市の地域活性化のためにも資する取組なのかというのをもう少し具体的に分かりやすく御説明をいただきたいなど。これはもう、あくまで私は厚生文教常任委員会の委員ですので、この場でしか発言する機会がございませんので、要望をさせていただきたいというふうに思っています。

その中で、やはり執行部の答弁にもあったんですが、選手や家族の皆さんが、うきは市や近隣地域に移住をしていただく、そして就業していただくということは、間違いなく東高の跡地に企業や住宅が入ってくるのと同じぐらいの、地域に対する効果があるというふうに、議員の1人としては認識をしています。そういったチームがさらなる飛躍と、さらなる活動のためにあの土地を使いたいというのであれば、私は市民を代表する、そして今後のうきは市の将来を考えていくべき議員の職務の負託の一端として、この議案についてはしっかりと応援できるような形で考え

ていかないといけないというふうに思ってます。

ただ、やはり障害となるのが、先ほど申し上げた２点の部分だと思っていますので、その部分について、ぜひ総務産業常任委員会の中でお示しできるものについてはしっかりとお示しをいただきたいというのと。

あと、今、野球チームが使っていることについては、一定、市長公室長から答弁をいただきましたが、その答弁のような内容で結構だと思うんですが、そういったことをもししっかりとやっていただくのであれば、これはちょっと１点お尋ねなんですが、先ほど皆さんから出た意見を取りまとめるような形で申し訳ないんですが、例えば明確な整備計画書を提出していただくことを附帯として、これを認めるに当たってつけるとか、あと今後、定期的な、半年とか１年に１回、やっぱり事業の報告等を受けるような機会をつくることを、この貸付けに際しての条件として附帯するとか、あと、先ほど出ましたけども、現行使用している利用者が利用移転をするまでの間、よそに移るまでの間の一定期間ではあるんですが、そういった代替の用地等について、可能な限りでサポートをするとか、そういったようなことが附帯としてできるのか、そういったことについてちょっと執行部の見解を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。４時２０分より再開します。

午後４時１０分休憩

午後４時２０分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

１番、榎藤議員に対する回答をお願いします。中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） まず、グラウンドの整備計画ということですが、ルリー口福岡も現実的に土地の確保ができないと具体的な整備計画を依頼することもないというふうに思っております。確保できましたら、すぐにグラウンドの整備計画にかかっただけ、しかるべき時点で議会の皆様には報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、進捗状況については、もう当然のことながら、必要なときに全員協議会の中でしっかり説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、浮羽ボーイズに関しては、今まで説明してきたとおりなんですけども、もう少し具体的にお話をしますと、ルリー口福岡には４月から仮にお貸しできるようになっても、せめて７月までは浮羽ボーイズに貸してほしいというようにお話をさせていただいて、それは分かりましたというようなことで返事もいただいているところでございます。そういったところで、きちんと調整をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） １番、榎藤議員。

○議員（１番 権藤 英樹君） 今、お尋ねした部分については、一定の回答を得ましたので、十分理解をさせていただきました。

整備計画については市長公室長の答弁のとおり、決まらない土地の計画はなかなか立てられないものですから、決まったところで、より具体的なものをつくられるんだと思いますので、ぜひそういったものをしっかりと開示をしていただく並びにその後の進捗状況については、都度、報告いただくということはぜひ条件に附帯していただきたいと思います。この辺の議論は、後日、総務産業常任委員会の委員の皆さんが真摯な御議論をされると思いますので、そういったことをぜひ御加味いただければというふうに思っております。

また、２点目のボーイズの件に関しては、また１つ御発言をいただきましたが、生徒の、要はボーイズの皆さんが野球に取り組む環境について、引き続き一定の御配慮をいただけるような御回答でしたので、野球をやられてる少年の皆さん、また保護者の皆さんも、今の答弁等を聞いて少しほっとする部分もあったのではないかなというふうに思っておりますので、この点についてもぜひよろしく願いをしたいというふうに思います。

もう１点、お尋ねをしたいのが、野鶴議員が先ほど途中でおっしゃられてたんですが、私どもに先日の全協でお示しをいただいた、うきはガーデンパークというようなもので、本当にラグビー場を中心に公園的なものを整備していただけるというようなものを見せていただいて、非常にこれは子育て世代の代表でもある私たちからすると、こういったものができたら本当に町にとってよりよいものになるなというふうなことで見させていただいたんですが、一方で野鶴議員がおっしゃるように、なかなか内容的なところで具体的なものが見えないのと、プラスアルファで申し上げると、野鶴議員もおっしゃったように、ラグビー場以外の部分というところについては、かなり市の公園的な要素であったり、子育て支援とか福祉の部分というようなところが色濃いのだったというふうに思います。

ですので、これは要望になるんですが、ルリーロが示されてたのは、ステージ１、２、３、４ぐらいの形で、段階的に整備を進めていくような御計画を示されてたと思うんですが、ステップ１は、まずはラグビーができる、練習ができる場所を整えようということで、先ほど来、数字が出ている１億５，０００万円ぐらいのお金をかけて芝地のグラウンドを整備するというようなことで、そのガーデンパークプロジェクトみたいなものは、ステップの３とか４とかの時期だったというふうに認識をしてるんですが、そういう時期には、しっかりとこれは市の土地のままであるわけですので、本市があつた土地に対してどういう形で関わっていけるかというのを個別的に計画を立てていただいて、できるならば、期限として申し上げれば、令和８年度でうきは市の公共施設等総合管理計画が１回終わりますので、令和９年度からの新たな総合計画の中には、そういったことを盛り込んで、当然、今の計画ではあそこは住宅用地としてが適ではないかというよ

うな内容になっておりますので、ぜひ新しい総合計画の中に盛り込めるような個別計画の策定をこれから考えていただきたい。これは要望として申し上げておきますので、ぜひ前向きに御検討をいただきたいというふうに思います。

もう最後、一言だけ申し上げますが、途中で熊懷議員が一言おっしゃられてたのが非常に印象的なんですが、貸すのは賛成だと、熊懷議員おっしゃいました。議員のほとんどの皆さんが、もうそういう気持ちだと思います。ルリーロがこれまでこの町にいかにも経済的にも様々な分野でも貢献したかというのは、私たち議員も本当によく分かっているところでありまして、今後にも期待しているところでもございます。ですので、今日の論点はもうまさに提案に対しての議論の時間が少なかったことと、説明がやはり不足している部分、私たちが理解できにくい部分が多かったということです。ぜひその点、御配慮をいただき、また総務産業常任委員会に、もう付託案件ですので、これ以上申し上げることはございませんので、ぜひ本市に資する施設になるという期待を込めて、この案件について真摯な御討論をいただきながら、必要な附帯案件をしっかりとつけていただいて、有効に活用できる方策を考えていただくことを希望して、発言を終わりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 厚生文教常任委員の皆さん全員からの厚い御指摘、それから御意見を賜りました。付託をされる予定でもありますので、あとは総務産業常任委員会のほうでしっかり御議論いただいて、結論を出していただきたいと思います。

それでは、質問を終わらせていただきます。

次に、議案第18号第2期うきは市観光振興計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課、手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議案書17ページです。

議案第18号第2期うきは市観光振興計画の策定について。

第2期うきは市観光振興計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第14条の規定により、議会の議決を求める。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

事前に配付をしております、計画書案をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1章は、本計画の目的と位置づけ及び計画期間を記載し、令和10年度までの5年間とするものです。

次に、2ページをお開きください。

第2章は、近年の観光を取り巻く社会動向として、国や県、市の人口動態や旅行者の動向を記載しております。

8ページです。

大変申し訳ございませんが、1点修正をさせていただきます。8ページの上のグラフです。タイトルですが、日本人国内旅行の1人1回当たり旅行支出（旅行単価）と表記するところ、旅行の「行」の文字が2つ続いておりますので、1文字削除でございます。訂正させていただきます。

次に、24ページをお開きください。

第3章は、うきは市の観光におけるこれまでの取組を記載しております。第1期の計画期間の中で取り組んできた成果や評価を19の施策で29ページまで記載をしておるところでございます。

次に、30ページをお開きください。

第4章は、過去3年間の成果と課題を踏まえた今後の方向性を記載しております。32ページには、3つのポイントで第2期の方向性を示しておるところでございます。

続いて、33ページをお開きください。

第5章は、観光地域づくりとしての理念や行動指針を記載しております。34ページは、KGI、重要目標達成指標を設定し、令和10年度の目標値を示しております。

次に、35ページをお開きください。

第6章は、第2期計画の全体像を記載しております。今後の戦略として、3つの戦略とともに、4つ目に横断戦略を設定しております。

次に、36ページをお開きください。

第7章で、具体的な戦略を記載しております。42ページにかけまして35本の戦略を定めて進めることとしております。

最後に、43ページは、第8章で、計画の実現に向けた推進体制や進捗管理について記載をしております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これも総務産業常任委員会に付託の予定であります。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 現状、ひな祭りの観光がなされていますけれども、JR吉井駅から文化会館までのルート、それから鏡田屋敷までのルートを見たときに、例えばポスターの掲示がなされていないとか、赤い旗が偏っているのではないかなというような意見も聞いているわけですが、そのような取組について、この観光計画の中で、例えばスタートする前の計画として、スタートした後の見直し、そして終わった後の総括等々はどこで生かされているのかというのが1点です。

それから2点目は、うきはにもたくさんの文化財とか、いろんな観光資源といいますか、たく

さんあるわけですがけれども、それが、例えば体験的なツアーであればどこどこか、あるいは、もうここに書いてある宿泊であればどこどこか、そういう見出しみたいなものはどこに書いてあるのか。ちょっと私自身、読み取り切りませんでしたのでお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） ただいま、おひなさま祭り、あるいは観光資源の体験ツアー等々についての御質問をいただきました。

個別の具体的な観光資源等々に触れていきますと、ちょっとページ数が膨大になりまして、そういったところについては今回、第2期の計画でも触れてはならないところでございます。

なお、おひな祭り等の開催については、今、DMO法人を第1期の中で取りました、登録がされました、うきは観光みらいづくり公社、こちらのほうでこういったイベントの中身を今、進めておるところでございます。そういったところが先ほどおっしゃられたポスターの掲示であるとか、そういったタペストリーの掲示であるとか、細かいところをされておりますので、まずはそういった公社を支援するという事で第2期のほうで書かせていただいておりますのでございます。

また、例えばその見栄えが悪いとか、観光客のところで何か課題等が見つかりましたら、そこについてももしっかり対応するようにやっていきたいということでこの計画をまとめております。

それと体験ツアー等につきましてもやはり個別のものでございますので、記載のところは足りてないかもしれませんが、まずは第1期計画の中で立ち上がったDMOが開催をする、そういった体験ツアーについても、これから第2期の中でしっかり定着ができるように公社とともに取組を進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 2点お伺いしますが、この計画についてパブリックコメントを取られてると思ひまして、私もパブリックコメントでいろいろお伺いをしてるので、特にここで詳細に聞くことはないんですが、そのパブリックコメントの結果というのは、今後の総務産業常任委員会の付託審議の中でお示しをいただきながら御説明をいただけるのかどうか1点と。

パブリックコメントを取られた後で、事前の素案と今お示しいただいている案の中で変更点等があればお伺いをします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 今、御質問にありましたパブリックコメントにつきましては、1月から2月の頭にかけてまして1か月間、取りまとめをさせていただきました。

その中で5名の方からパブリックコメントをいただいております。こちらにつきましては、準備が整い次第、またこの観光振興計画が策定次第、ホームページのほうでこのパブリックコメン

トの結果を併せまして掲示しまして、このパブリックコメントを出された方を含め、皆様に分かるように開示をしていきたいと思いますが、また委員会の中でもそういった御指摘があれば、準備をすることはできると思います。

それから、素案の中で変更した点でございます。幾つかございますが、基本的にはいただいた貴重なパブリックコメントの趣旨を反映しまして、文言の追記であったりとか補足、そういったものをさせていただいております。

一部でございますけれども申し上げますと、例えば38ページでございます。戦略の2の1の1つ目の丸でございます。句読点から以降、市内関係者による情報共有の場づくりに取り組む、そこから以降はパブリックコメントの意見をいただきまして補足をしている部分でございますし、例えば、41ページの基本戦略3-②の2つ目の丸ですけれども、句読点より前の部分です。観光と農業の好循環を持続させるため、そういったところを加えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、榎藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） パブリックコメントの内容や結果について、結果というか、うきはブランド推進課の考え方については、要望があれば示していただけるということですので、総務産業常任委員会の中でしっかり慎重審議やられる中で、必要であればぜひ要求をしていただいて、参考にさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号うきは市障がい者計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所、佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第19号うきは市障がい者計画の策定について。

うきは市障がい者計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第14条の規定により、議会の議決を求める。令和6年2月29日提出。うきは市長高木典雄。

事前に配付させていただいております計画について、お手元に準備をお願いいたします。

ここで訂正がございます。訂正箇所につきましては、本日お手元にお配りしております正誤表のとおりでございます。

まず1点目が、計画書の1枚目、表紙になります。表題の1行目の一番右端に素案と書かれております。まず、こちらのほうを削除お願いいたします。

続きまして、1枚めくっていただきますと、目次の一番下に1という数字が書かれております

が、こちらも誤りでございます。削除をお願いいたします。

最後になります。9ページ目の一番上の（４）相談支援事業の下に表を載せております。一番右端の列に令和５年度の見込み数のうち、のべ相談件数の数字のところが誤っております。正しくは1,004の誤りでございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、うきは市障がい者計画につきまして説明をさせていただきます。

まず、計画書の1ページをお開きください。

第1章には、本計画の基本的な考え方について記載しております。本計画は、障害者基本法に基づき、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画としまして、平成18年に策定して以降、計画期間の6年ごとに見直しを行っております。

なお、今回は障害者総合支援法に基づき策定する第7期障がい者福祉計画及び第3期障がい児計画を一体的に策定しています。こちらの2つの計画期間は3年となっております。

3ページ目をお開きください。

本計画では、全ての地域住民が障がいの有無に関わらず役割や生きがいを持ち、支え手と受け手に分かれるのではなく、皆が社会の構成員の1人として尊重され、社会参加できる社会の実現を目指しています。これまでの計画に引き続き、このまちで楽しく生きていくためにを基本目標として計画の実行を推進していきます。

4ページ目を御覧ください。

障がい者計画においては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、物理的、精神的なバリアを取り除く取組、利用者が適切なサービスを受けられるような相談支援の充実、多様な障がいの特性に応じた施策、関係部署等との連携といった4つの長期的な視点に基づき施策を推進していくものでございます。

5ページ目をお開きください。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画における短期的な視点として、一人一人のニーズに応じた支援、一貫とした支援体制を整えるための関係機関、ネットワークの構築、障がいに対する知識や理解を深める啓発、就労支援の4つを掲げております。

6ページを御覧ください。

第2章には、うきは市の現状として、各障害者手帳の交付状況や障害福祉サービスの利用状況を掲載しております。8ページの障害者福祉サービスのうち、日中活動系サービスの就労継続支援A型、就労継続支援B型や居宅系サービスの共同生活援助（グループホーム）の実人数は増加傾向にあります。

また、9ページ目の（５）障がい児通所支援を御覧いただきますと、児童発達支援と放課後等デイサービスの実利用者数が増加傾向にあることが分かります。

続きまして、第3章障がい者計画になります。10ページ目を御覧ください。

施策の体系を図で表したものになります。施策の方向として、5つの重点項目を掲げ、具体的に右に記載している施策の取組になります。

13ページ目をお開きください。

1つ目の重点項目は、保健・医療・福祉の充実です。障がいの予防、早期対応を行うために、保健・医療と連携した健康づくりを推進し、障がい福祉サービスの充実を図ります。このため、相談支援事業や母子保健事業の充実を図り、ニーズに幅広く対応できる体制を構築していきます。

16ページ目をお開きください。

2つ目の重点項目は、雇用・就労の促進です。障がいのある人、それぞれ特性に応じた雇用・就労の促進を図ります。そのため、特別支援学校や関係機関、うきは市無料職業紹介所などと連携をして就労に向けた支援を充実させます。

17ページをお開きください。

3つ目の重点項目は、理解と交流の促進です。心のバリアフリーを目指し、障がいに対する理解を深めるための啓発を実施します。そのため、障害者週間の啓発活動や道の駅の協力を得て平成29年度から始まった、まごころ製品販売会を継続して実施し、取組を進めます。

19ページをお開きください。

4つ目の重点項目は、療育・保育・教育体制の充実です。それぞれのライフステージに応じた一貫した支援体制を構築します。そのため、福祉、教育、保健、学校など、様々な関係機関との連携を図り、切れ目ない支援体制の構築を目指します。

21ページを御覧ください。

5つ目の重点項目は、生活環境の整備です。障がいのある人を取り巻く環境の充実を図り、地域生活を支援します。また、近年、大規模な災害が頻発していることもあり、災害時における障がい者支援について、防災、防犯体制を推進し、支援体制の充実に努めます。

24ページをお開きください。

第4章は、第7期障がい福祉計画となっております。本計画では、令和6年度から令和8年度の3年間で必要となるであろう障害者福祉サービスの見込み量を算定し、記載しております。また、障がい者の入院、入所等から、地域生活への移行を推進する中で、地域における居住の場としてグループホーム等の地域生活への移行が円滑にできること、就労支援施設から一般就労に移行する方の成果目標を設定しております。

37ページをお開きください。

第5章は、第3期障がい児福祉計画となっております。本計画では、令和6年度から令和8年度の3年間で必要となるであろう障害福祉サービスの見込み量を算定し、記載しております。発

達障がいを含めた障がいのある子供を乳幼児健診等で早期発見し、早期療育につながっていることや障害福祉サービスの幅広い周知により、サービスの見込み量が大幅な増となっております。また、特別な支援が必要な医療的なケア児等の支援体制の整備の充実、乳幼児期から学校を卒業して社会に出るまでの療育、保育、教育の切れ目ない支援の確立に取り組んでいきます。

40ページをお開きください。

第6章、最終章になります。庁内の各部署をはじめ、社会福祉協議会や関係団体と連携し、また啓発などにより、地域住民の理解を得ながら本計画の実施に努めていくものとします。

以上、うきは市障がい者計画を提案させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） なしでございますね。質疑を終わります。

次に、議案第20号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。説明を求めます。建設課、石井課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

19ページ、お願いします。

議案第20号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。

議案の朗読は省略いたします。

20ページをお願いいたします。

うきは市立公園条例の一部を改正する条例。

うきは市立公園条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表は、7ページになります。

うきは市立公園条例第2条関係の別表第1の12の市立公園から、城ヶ鼻公園、合所ダム公園、長岩公園、清水湧水ふれあい広場、白壁交流広場の5つの公園を除外し、保木公園、調音の滝公園、古川水辺公園、ホタルの里広場、吉井百年公園、美津留川河川公園、藤波ダム公園の7つとするものでございます。

2月2日の全員協議会でも御報告いたしましたように、城ヶ鼻公園、合所ダム公園、清水湧水ふれあい広場につきましては、駐車場等として今後も利用をしていく予定でございます。また、長岩公園につきましては、遊歩道として引き続き管理を行っていく予定でございます。なお、白壁交流広場につきましては、この後、提案されます生涯学習課の議案の中で、地域の活性化を推進するという目的で御審議をいただく予定でございます。

なお、公園の整備につきましては、子育て世代を中心に、安全で安心して利用できるような公園となるように、現在、吉井百年公園で指定管理者による整備を進めておるところでございます。本年4月の中旬頃にリニューアルオープンということで、管理者を公園に実際に配置をして管理をしていくというところで、今、作業を進めておるところでございます。こちらにつきましては、指定管理者のホームページ、あるいは市のホームページ等でもその情報についてはお知らせをしながら、できるだけ多くの市民の皆様にご利用していただけるような対策も講じてまいりたいと思っております。また、藤波ダム公園につきましても、今後、整備をしていく予定としておるところでございます。

議案書の20ページに戻りまして、下段の附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 市立公園の条例、第161号のことについてお願いしたい。

保木公園は残っておりますので安心しましたが、調べたところ、第1条で公衆の休養と娯楽の場として、うきは市立公園とするということで、またキャンプとして利用することができるよう、保木公園、百年公園、ホタルの里広場となっております。それと第3条で、市立公園は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならないと書いておりますが、全然保木公園は、もう大分前からお願いしてるけど、話もない、何もないということなので心配しておりますので、どう進めていただけるものか、地元の人ももう、市も話し合いをするということは3年か2年前に言っておりましたがそのままになっておりますので、今後の計画についてお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 御指摘の保木公園につきましては、一般質問等でも歴史のある公園であるからというふうな回答は私のほうからもさせていただいております。

現状、そのときも説明しましたように、やはりこれだけ毎年、大雨による被害が出ますと、現状の形でのトイレ、あるいはキャンプ場の炊事施設等の改修が不可能な状況でございます。現時点においては、筑後川河川事務所等に、まずは、かさ上げができないかの協議を継続して行っているところでございます。

なお、通常の管理につきましては、新年度から山春自治協議会、それから地元の保木地区の区長辺りとも協議をしながら、地元のほうで管理をしていくお願いをさせていただいているところです。

市の今考えてます、現状では改修ができないけれども、そういった構造的な改善をしていった

後の検討をしておりますということは、地元のほうには御説明はさせていただいてはおりますので、また改めてそういう部分については、もう少し進捗が出ましたならば、改めて説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） そういう計画をしているのであれば、まずありがたいんですけど、その間にも利用する方がおるとすれば、トイレとかはないといかんのかなと想像します。仮設トイレでも置いておかないと、もう女性の方は来なくなると思いますので、そのところは早急に対応をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 仮設トイレについては、ちょっとここで即答はできませんけれども、こういった状況ならば可能であるのかを検討させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 教えていただきたいのですが、この公園の設立した年月日とそれぞれの広さというのは、ほかの資料で確認することができるかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） すみません。広さについては資料がございますので、総務産業常任委員会のほうで出させていただきたいと思いますが、ちょっと開設日というのが私も承知をしておりますので、その部分については、確認できる範囲で御説明させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） ほかによろしゅうございますかね。

審査の途中ではございますが、皆さんにお諮りをいたしたいと思います。

今、議案第20号で、あと議案第21号、もう一つで終了させたいと思っておりますが、そうになると5時を超えますから、このため、本日の会議時間を若干延長したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。それでは、時間を延長して、引き続き審査を行います。

ほか、よろしいですね、この件については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

最後になります。次に、議案第21号白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課、山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 生涯学習課の山崎でございます。

議案書 21 ページをお願いいたします。

議案第 21 号白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和 6 年 2 月 29 日提出。うきは市長高木典雄。

22 ページをお願いいたします。

先ほどのうきは市立公園条例から白壁交流広場が外れることに伴い、令和 6 年 4 月 1 日から管理が建設管理係から文化財保護係のほうに移管されます。また、現在、整備しております吉井郵便局から少し西側に行ったところの歩行者用通路が年度内に完成いたしますので、この 2 か所を地域住民の生活の環境の向上及び筑後吉井の歴史的町並みのにぎわいづくりに寄与し、地域の活性化を推進することを目的として設置するものになります。

この条例では、第 4 条から第 6 条にかけて指定管理について記載をしておりますけれども、今すぐ指定管理を行うことまでは予定しておりません。また、第 9 条の使用料につきましては、今までの市立公園条例の金額と同額としております。その他の内容につきましては、うきは市立公園条例と大きく変わるところはございません。

また、この条例につきましては、令和 6 年 4 月 1 日からの施行となります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。これは厚生文教常任委員会のほうに付託予定でございます。質疑はございませんか。5 番、組坂議員。

○議員（5 番 組坂 公明君） 2 点かな、全協のときに 2 月 2 日やったですか、資料頂いて御説明があったんですけど、今回の条例とは直接関係ないんですけど、まあぼやの西側のあそこの便所のある広場は生涯学習課じゃなくて、どっかが管理するのか。ちょっと所管が分かんないもので、今後はこの白壁交流広場と小路ですか、生涯学習課が管理すると。あそこの西側の便所があるとどこが管理してるのか、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 筑邦銀行跡地の広場につきましては、文化財保護係のほうを整備したものでございますけれども、今現在は文化財保護係とうきはブランド推進課の地域振興係のほうで共同してやっているとございます。今はほぼ駐車場として活用しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 5 番、組坂議員。

○議員（5 番 組坂 公明君） そしたら、まあぼやの横は駐車場として、今後、市が管理すると

いうことで認識していいのか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） ブランド推進課の手島でございます。

あそこはもともと銀行跡地ということで、市が今、管理をしておるところでございますけども、先ほど生涯学習課長も申し上げたとおり、幾つかの係が所管をしながら、トイレはトイレの担当であるとか、建物は建物担当であるとかということで管理をする中で、今、駐車がされてる場所につきましては、うきはブランド推進課商工振興係のほうで管理しております。先日は、かなりあそこ、本来は駐車場ではないんですけれども、実際は駐車が頻繁にされている場所でございます。防火用水とか、下に防火施設等もあるんですけれども、かなりそこにも駐車されているような状況もございましたものですから、今年度、白線を引きましたり、赤いコーンを立てたりしまして、駐車ができない場所もつくりつつ、駐車場所として指定はしておりませんが、当面は今の状況で見守っているといえますか、管理をしているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 駐車違反が分かっておるのに、今までどおり。防火水槽の辺。（発言する者あり）法律を反するようなことしたらいかんばい。ちょっとそこ、明確に言ってください。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 敷地に数台分の駐車場所はございます。その中で、本来であれば駐車場ではないので、全て駐車すべきではないのかもしれませんが、防火用施設等の場所は必ず止められないように、今、制限をしました上で、残りの部分については少し様子を見た状況で、今のままの使用で管理をしておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日は終わらせていただきたいと思います。それでは、本日はこれで延会をいたします。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 5 時 06 分 延会
